

第2次ちちぶ環境基本計画 (素案)

令和4年12月

ちちぶ定住自立圏

(秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町)

目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画の期間.....	2
4. 計画の対象範囲.....	2
5. 計画の主体と役割.....	3
第2章 策定の背景.....	4
1. 社会情勢.....	4
2. 本圏域の概況.....	8
3. 第1次計画の進捗状況.....	21
4. 住民意識調査結果.....	26
5. 今後の課題.....	31
第3章 計画の理念.....	32
1. 望ましい環境像.....	32
2. 環境目標.....	32
3. 施策の体系.....	33
第4章 望ましい環境像の実現に向けた取り組み.....	35
環境目標 1. 【地球環境】温暖化対策に取り組み、脱炭素社会を目指すまち.....	35
環境目標 2. 【資源循環】資源の循環に取り組み、環境負荷の少ないまち.....	41
環境目標 3. 【自然環境】自然と調和し、生物多様性に富んだまち.....	44
環境目標 4. 【生活環境】安全・安心な、快適環境が確保されたまち.....	47
環境目標 5. 【環境教育・協働】各主体が連携し協働で目指す、持続可能なまち.....	49
第5章 重点プロジェクト.....	51
第6章 計画の推進.....	53
1. 計画の推進体制.....	53
2. 計画の進行管理.....	54

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

ちちぶ圏域（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町）（以下「圏域」とします。）では、2012（平成24）年12月に、本圏域の自然環境の保全や地球温暖化等の環境問題に対応した具体的な施策を示す「ちちぶ環境基本計画」（以下、「第1次計画」とします。）を策定し、5つの基本目標を掲げ、その達成に向けて様々な取組を進めてきました。

今回、2022（令和4）年度をもって第1次計画が計画期間の終了を迎えるにあたり、第1次計画の計画内容を見直し、今後において本圏域を取り巻く社会情勢や環境課題に対応するため、2023（令和5）年度から10年間を見据えた「第2次ちちぶ環境基本計画」（以下、「本計画」とします。）を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、各市町の「環境基本条例」または「環境保全条例」に基づいて定めるもので、本圏域における環境の保全に関する目標及び施策について、総合的かつ計画的に推進するための基本的な方向性を示すものです。本計画の推進にあたっては、国や県の環境基本計画や、その他関連計画と連携していくこととします。

なお、本計画には「第2次ちちぶ地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「第2次区域施策編」とします。）を内包し、昨今、国内外で喫緊の課題としてあげられる地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」に効果的に取り組めます。

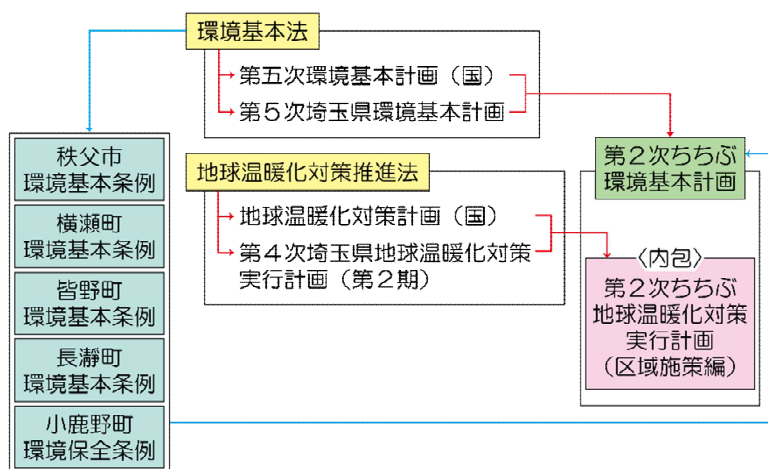


図 1-1) 計画の位置づけ

3. 計画の期間

本計画は、内包する第2次区域施策編と合わせ、計画期間を2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年間とします。

ただし、社会情勢や環境情勢等の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

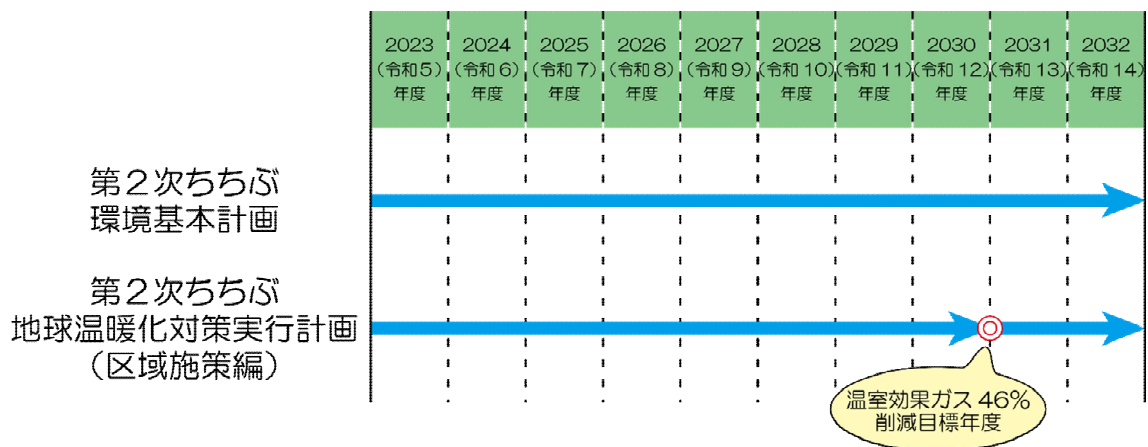


図 1-2) 計画の期間

4. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は本圏域全域とし、それぞれの地域特性を踏まえた上で、以下の5つの視点から捉えた“環境”の各分野を定めます。

分 野	内 容
地 球 環 境	気候変動、脱炭素社会など
資 源 循 環	3R+Renewable、循環型社会など
自 然 環 境	森林・水辺、農林業、動植物、生物多様性、外来生物など
生 活 環 境	大気環境、水環境、騒音・振動・悪臭、景観、不法投棄など
環境教育・協働	環境学習、環境ビジネス、環境パートナーシップなど

5. 計画の主体と役割

本計画を推進する主体は、「住民」、「事業者」、「行政（各市町）」です。

本圏域で生活する人々がそれぞれの役割に応じた取組を推進するとともに、お互いに協力し、連携することが求められます。

<住民>

本圏域や地球規模の環境の保全と創造を担う役割を理解し、日常生活におけるごみの減量やリサイクル、省エネルギーなどの環境保全行動を実践し、環境に負荷を与えない持続可能な生活様式への転換が求められます。

<事業者>

事業の構想、計画、実施や製造、流通、販売、通信、消費、廃棄等に至るあらゆる段階において、持続可能な事業活動を進め、公害の防止、環境保全や安全性の確保、環境にやさしい商品の開発や環境保全技術の向上に努めることが求められます。

また、地域住民や行政と協力しながら、良好な環境の保全及び創出への取り組みも求められます。

<行政（各市町）>

環境基本条例や環境保全条例及び本計画に基づき、国や県、住民・事業者との協働により、環境保全及び創造に向けての各施策を展開し、自身の事務及び事業においても率先した環境保全活動に取り組みます。

また、住民及び事業者の環境保全活動を支援するため、環境保全に関する情報提供を行い、地域の環境保全活動への理解と協力を得ながら本計画を推進します。

第2章 策定の背景

1. 社会情勢

(1) 気候変動

昨今、注視されている地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第6次評価報告書（第1次作業部会報告書）（以下「IPCC AR6 WG1」とします。）によると、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と明記され、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れているとともに、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

地球温暖化防止に関する国際的な対策として、1992（平成4）年にブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミットにおいて、国連気候変動枠組条約が採択され、2015（平成27）年にフランスのパリで開催された、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、「平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を世界共通の長期目標とし、その目標達成のため、「今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去を均衡させること」を掲げています。

日本では、「パリ協定」に基づき、2016（平成28）年に「地球温暖化対策計画」を策定し、同年、中央審議会において、水稻、果樹、病害虫・雑草、洪水、高潮、高波及び熱中症に関して、気候変動による影響の重大性が特に大きく、緊急性も高いと報告されたことを背景に「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定されました。

その後、2021（令和3）年4月に、温室効果ガスを2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明したこと、2050年カーボンニュートラルを基本理念として法定化したことなどを踏まえ、2021（令和3）年10月に「地球温暖化対策計画」の改定を行いました。

こうした中、気候変動対策として、既に起こりつつある、あるいは起こり得る温暖化の影響に対処する「適応策」と、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」との両面から、気候変動のリスクを低減することが求められています。

（２）廃棄物関連

全国的にみて、廃棄物の増加に伴う最終処分場の不足等が課題となっており、ごみの排出量そのものの抑制が求められています。国においては、廃棄物・リサイクル対策の重要性を鑑みて、今後の対策のあり方について、基本的枠組みとする循環型社会形成推進基本法が2000（平成12）年に閣議決定され、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムからの脱却が図られています。

近年では海洋プラスチックやマイクロプラスチックといったプラスチックごみの排出が問題視されており、生態系に与える影響が危惧されています。これに対応するため、2020（令和2）年7月には小売店などで商品を入れるプラスチック製買物袋（レジ袋）が有料化されるなど、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。

また、2022（令和4）年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチック使用製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に至るまでの各段階において、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）に加えて、再生可能な資源に替えること（Renewable）を取り入れた「3R+Renewable」を促進するための措置を講じることが定められました。

本圏域においても、プラスチック類をはじめとした、ごみの削減に努め、資源循環に向けた取組の強化が求められます。

（３）生物多様性

1992（平成4）年に生物多様性条約が採択され、我が国においては、翌年の1993（平成5）年に締約国となり、世界各国とともに生物多様性の保全に向けて取り組んでいます。2010（平成22）年に生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で「愛知目標」が採択され、我が国でも、生物多様性の保全に向け、2008（平成20）年に生物多様性基本法が施行されました。この法律に基づき、2012（平成24）年には愛知目標の達成に向けた「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定され、生物多様性の認知度向上や生態系ネットワークの整備等に取り組んできました。

しかし、2020（令和2）年に発表された愛知目標の最終評価文書である地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）では、目標達成度は約1割とされ、今後、より一層生物多様性保全への取組が求められます。

（４）感染症

2019（令和元）年12月に確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、急速に感染が広がり、世界中で多くの感染者が発生し、各国で都市封鎖が行われるなど、人々の生活のみならず、世界経済へも大きな影響を及ぼしました。

日本でも政府から緊急事態宣言が発出され、感染の拡大防止策として、外出自粛やテレワークの推奨、ソーシャルディスタンスといった、3つの密（密閉、密集、密接）を回避することが求められました。こうした行動は、移動に伴うCO₂排出量の削減にもつながるマルチベネフィットな取組となるため、より一層進めていく必要があります。

一方で、在宅勤務による住宅の空調・照明等のエネルギー消費量の増加、公共交通機関から自家用車への通勤シフト、更には衛生目的での使い捨てマスク等のプラスチック製品の使用の増加など、環境への負荷の増大といった側面もあるため、省エネルギー設備導入の促進や、感染症対策と環境対策が両立されるライフスタイルの確立が求められます。

（５）SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs は、2015（平成27）年9月の国連サミットにて、全会一致で採択された国際目標です。「誰一人取り残さない」という理念に基づき、持続可能な社会を実現するための17の目標（ゴール）と169のターゲットを掲げています。これを「経済圏」、「社会圏」、「生物圏」の3階層で表したウェディングケーキモデルでは、自然環境が社会活動を支え、社会活動により経済発展が成り立つといった、目標の達成には各階層を分けて考えることができないことが示されています。



図 2-1）SDGs ウェディングケーキモデル

出典：Stockholm Resilience Centre

表 2-1) SDGs の 17 の目標

アイコン	目標	取組内容
	貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
	飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
	安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
	働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	人や国の不平等をなくそう	国内及び各国家間の不平等を是正する
	住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	つくる責任 つかう責任	持続可能な消費生産形態を確保する
	気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

2. 本圏域の概況

(1) 地勢と土地利用

本圏域は埼玉県西部に位置し、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町で構成されています。また、圏域内には埼玉県を横断する荒川に注ぎ込む、荒川水系の多様な河川を有し、周囲には秩父山地の秀嶺をはじめとする山岳丘陵に囲まれた盆地として開けた山紫水明の地です。



図 2-2) 本圏域の位置

出典：「秩父広域市町村圏組合」ホームページより作成

図 2-3 に示す、本圏域の土地利用割合（令和3年度）をみると、全面積 892.62km² のうち、「林野面積」が 83.7%と最も多く、埼玉県にある森林のうち、約6割を本圏域が占めています。

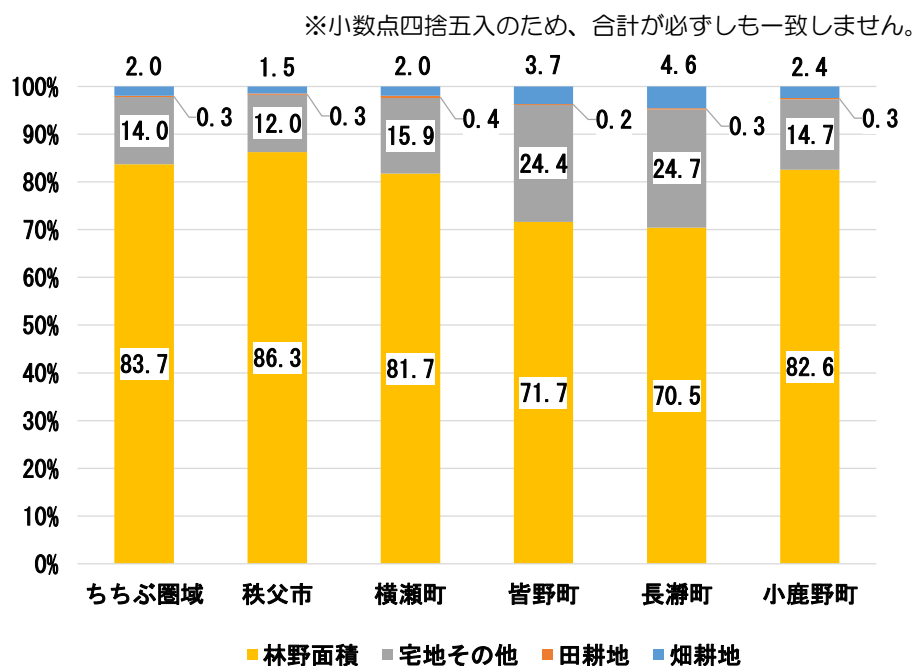


図 2-3) 本圏域の土地利用面積割合（令和3年度）

出典：農林水産省「わがマチ・わがムラ」統計データより作成

(2) 気象

図 2-4 に示す、秩父特別地域気象観測所の観測データによると、年間平均気温は、上昇傾向にあり、地球温暖化の影響が顕著になってきているといえます。

一方、年間降水量では、記録的大雨をもたらした台風により突出した年があり、年毎に変動がみられます。中でも令和元年 10 月に発生した台風 19 号は、関東地方や甲信越地方、東北地方などに甚大な被害をもたらしました。

今後も、地球温暖化を原因とする異常気象により発生する、大型化した台風や集中豪雨等の増加が懸念されます。

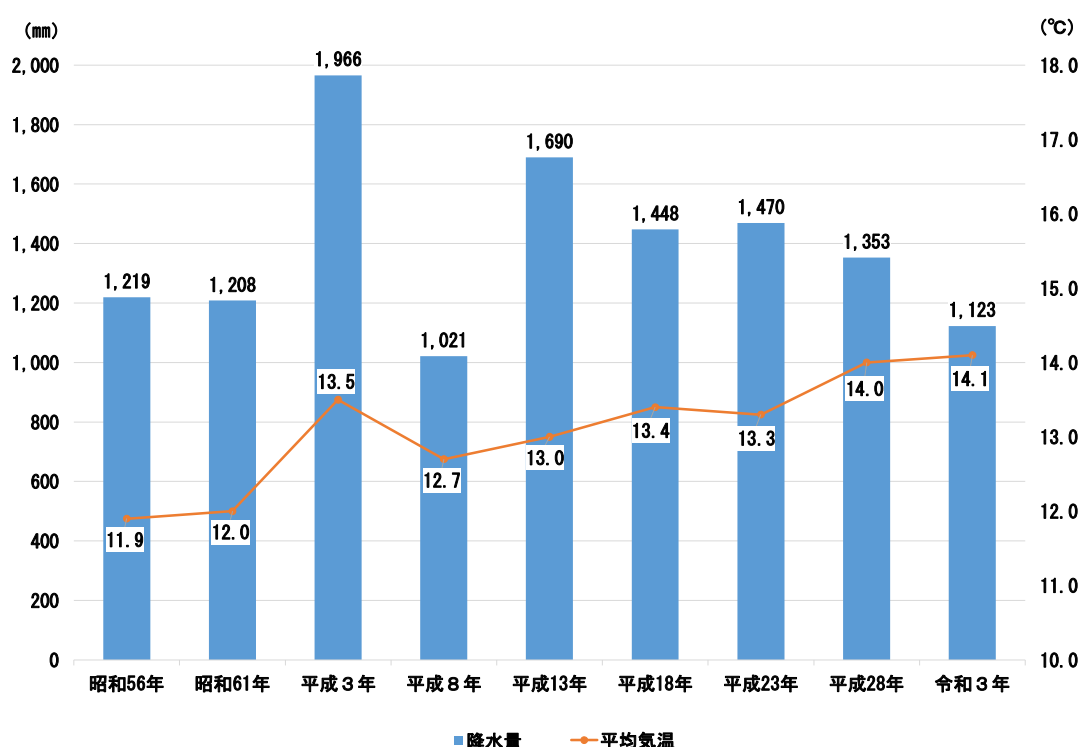


図 2-4) 年間降水量と年間平均気温（秩父市）

出典：気象庁ホームページ（秩父特別地域気象観測所）より作成

(3) 人口動態

本圏域の人口は、図 2-5 に示すとおり、各市町ともに減少傾向にあり、2019（令和元）年以降、総人口は 10 万人を下回っています。図 2-6 に示す将来人口推計を見ると、今後も更なる人口の減少が予測されます。

また、本圏域の世帯数は、2014（平成 26）年まで増加傾向にありましたが、2015（平成 27）年以降、増減を繰り返しながらも、微減傾向にあることがわかります。

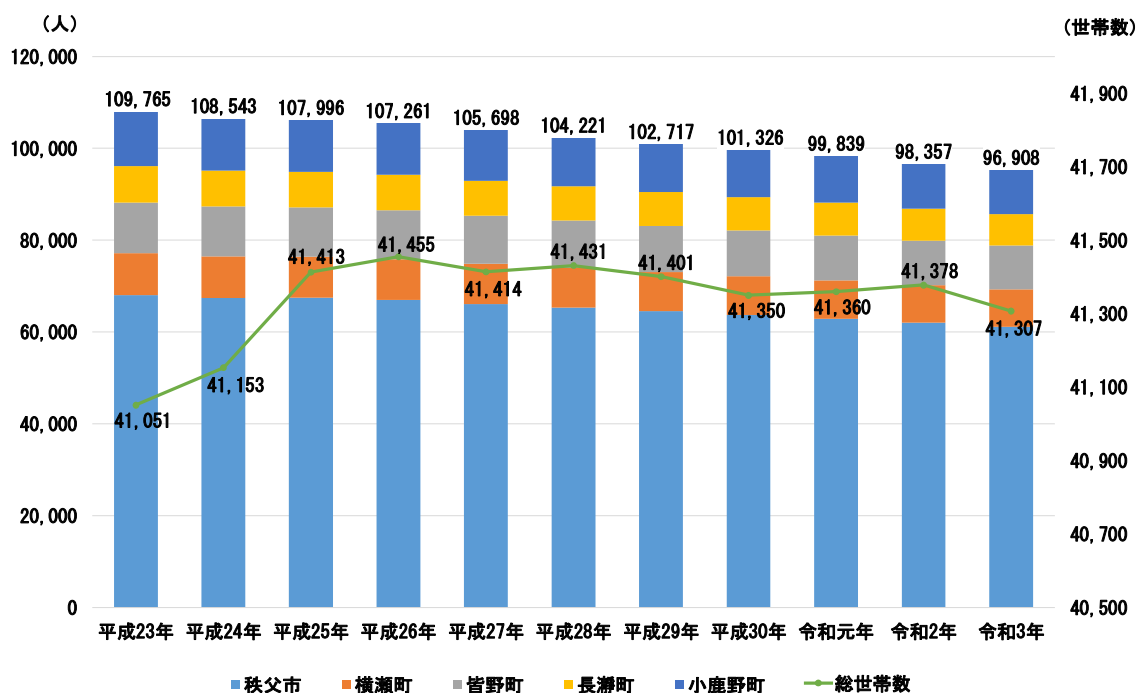


図 2-5) 人口及び世帯数の推移

出典：埼玉県ホームページ（国勢調査による世帯数及び人口）より作成

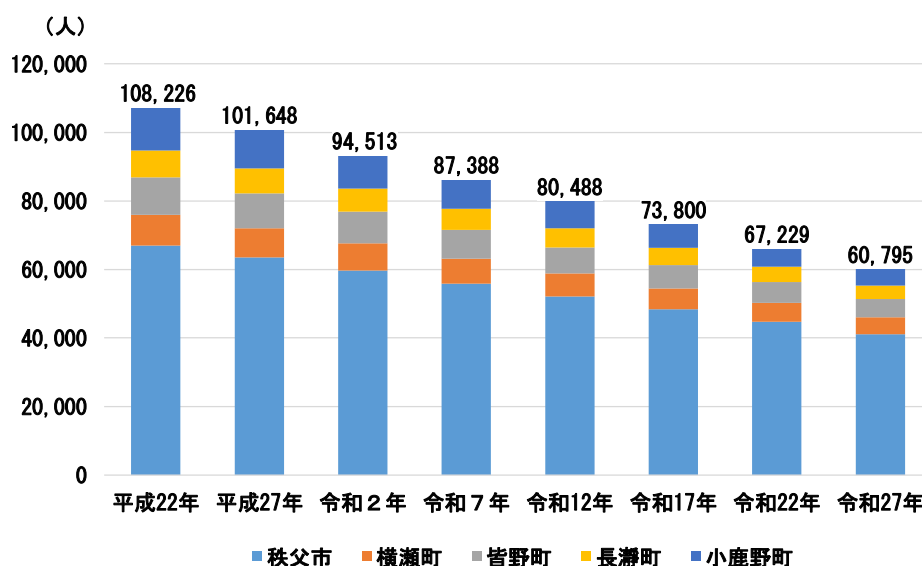


図 2-6) 人口の推移及び将来人口推計

出典：ちちぶ定住自立圏共生ビジョン（第3次・五訂版）より作成

(4) 産業

本圏域は、かつて農林業や織物業、セメント関連の鉱業等が盛んに行われていましたが、現在は、第三次産業に含まれる観光業などが主な産業としてあげられます。2016（平成28）年における、本圏域の産業区分事業所数は図2-7に示すとおり、第三次産業が最も多く、全体の約75%を占めています。

また、2020（令和2）年における工業事業所数の推移は図2-8に示すとおり、秩父市が最も高く圏域全体の約57%を占め、次いで小鹿野町が約19%、長瀬町が約10%となっていますが、すべての市町において減少傾向で推移しています。

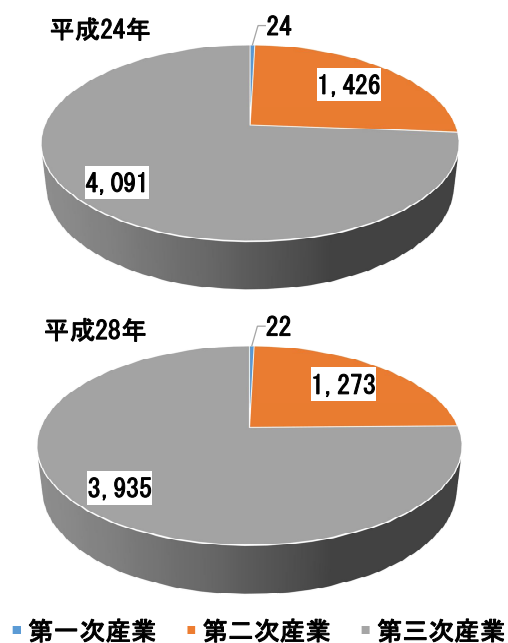


図2-7) 産業区分事業所数の推移

出典：経済センサス（総務省統計局）より作成

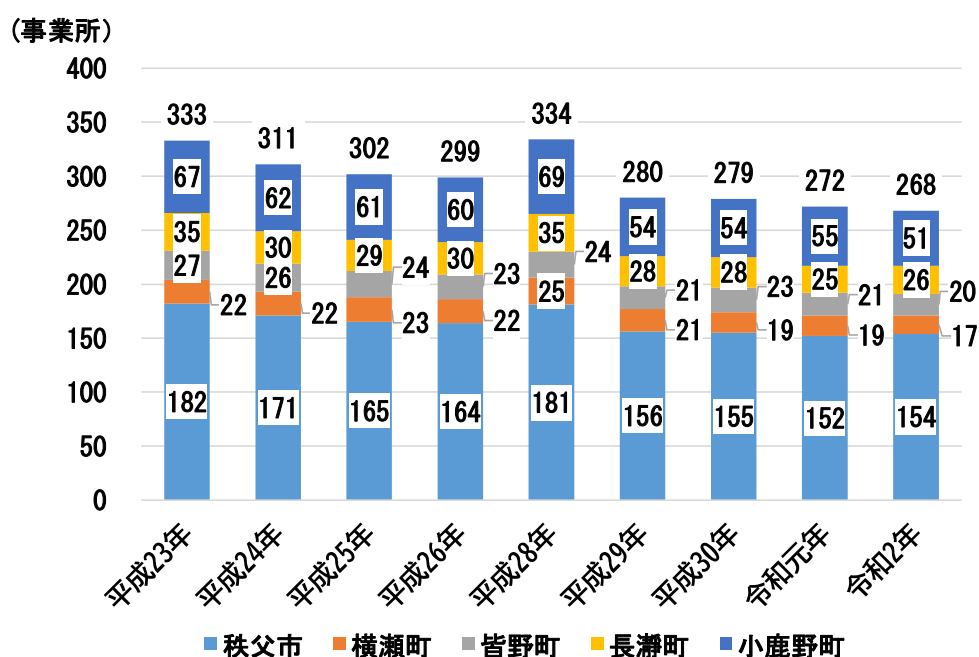


図2-8) 工場事業所数の推移

出典：埼玉県 統計課「工業統計調査」より作成

（５）自然環境

■ 植物

本圏域の植生は、海拔の低い丘陵地とその周辺では、コナラ、アカマツ等の二次林やスギ、ヒノキの植林などの里山の森林景観が広がっており、一部に小面積のウラジロガシやアラカシなどの温暖帯常緑広葉樹林（照葉樹林）の自然林が残存しています。

盆地の下部から海拔約 600m 位までの範囲には、中間温帯林が成立し、主な樹種は針葉樹のモミや落葉広葉樹のクリ、コナラ、シデ類となっています。冷温帯植生は、海拔約 600m から 1,600m 位に成立し、ブナやイヌブナ、ミズナラなどの樹林が見られます。谷沿いには、シオジ、サウグルミ等の溪畔林が成立し、山岳上部の海拔 1,600m 付近の亜高山体には、コメツガ、シラビソ、オオシラビソ等の常緑針葉樹が生育する原生林が発達します。

また、本圏域の特性でもある石灰岩地には、他の地質では見られない特殊な植生が広がり、中でも、国指定天然記念物とされる横瀬町の「武甲山石灰岩地特殊植物群落」では、キバナコウリンカやチチブイワザクラなどの特殊性に富んだ植物が生育しています。

武甲山と秩父盆地

■ 動物

秩父市内には低山帯から亜高山帯まで 2,000m以上の標高差が見られ、耕作地や河川敷、雑木林といった里山的環境や、県内で唯一の亜高山帯を中心とした自然林や石灰岩地、鍾乳洞など、特有な自然環境を有しています。それぞれの環境に合わせて様々な動物種が生息しており、特に石灰岩地域や山地、亜高山帯に生息する種では発見記録の限られた希少種や絶滅が危惧される種なども確認されています。

哺乳類では、埼玉県に生息する種のほとんどが、本圏域で確認されており、山地や亜高山帯には、国指定天然記念物のヤマネやニホンモモンガなどの希少な小型哺乳類や、同じく国指定特別天然記念物のニホンカモシカなどの中型哺乳類、ツキノワグマといった大型哺乳類が生息します。

また、コウモリ類が豊富で、低山帯から亜高山帯にかけて 16 種が記録され、山林内の樹洞や鍾乳洞、採鉱跡は重要な生息地となっています。

動物の中で最も種数の多い昆虫類では、確実な生息地が橋立鍾乳洞のみとされるバッタの仲間クロイシカワカマドウマをはじめ、全国的にも生息地の限られる種や県内でも亜高山帯にのみ記録のある種などが散見されています。

また、落葉樹林の湿潤な林床部では、埼玉県固有亜種のチチブギセルや石灰岩地域を好むヤグラギセルなどの生息地の限られた陸産貝類が多く記録されています。

オオルリ（秩父市の鳥）

カワセミ（横瀬町の鳥）

メジロ（皆野町の鳥）

ウグイス（小鹿野町の鳥）

せきれい（長瀬町の鳥）

(6) 生活環境

■ 大気

表 2-3 及び表 2-4 に示す、大気常時監視測定局（秩父地区）の秩父局と皆野局における大気測定結果によると、PM_{2.5}、SPM は環境基準値を満たす結果となっていますが、光化学オキシダントは環境基準値を満たしていません。

光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントは、NO_x や揮発性有機化合物が紫外線を受け、光化学反応を起こすことにより発生します。秩父市における光化学スモッグ注意報年間発令日数は、令和元年度以降0日が続いていましたが、令和4年度において3日間発令されています。なお、光化学スモッグによる健康被害届出人数は、平成24年度以降確認されていません。

表 2-2) 大気汚染に係る環境基準

項目	環境基準
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値の 2% 除外値が 100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値が 100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

表 2-3) 秩父測定局における大気測定結果

項目 年度	微小粒子状物質 (PM _{2.5}) ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)				浮遊粒子状物質 (SPM) ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		
	年平均値	年平均値 が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 であるか	日平均値 の 98% 値	日平均値 の 98% 値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であ るか	日平均値 の 2%除 外値	日平均値 の 2%除 外値が $100\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 であるか	日平均値 が $100\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超 えた日が 2日以上 連続して いないか
平成24	13.3	○	30.3	○	38	○	○
平成25	14.1	○	33.8	○	51	○	○
平成26	14.0	○	32.8	○	48	○	○
平成27	12.4	○	31.0	○	49	○	○
平成28	10.6	○	25.5	○	37	○	○
平成29	10.7	○	24.3	○	30	○	○
平成30	10.7	○	28.8	○	38	○	○
令和元	9.5	○	25.0	○	31	○	○

表 2-4) 皆野測定局における大気測定結果

項目 年度	微小粒子状物質 (PM _{2.5}) ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)				浮遊粒子状物質 (SPM) ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		
	年平均値	年平均値 が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以 下である か	日平均値 の 98% 値	日平均値 の 98% 値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であ るか	日平均値 の 2%除 外値	日平均値 の 2%除 外値が $100\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 であるか	日平均値 が $100\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日 が 2日以 上連続し たことの 有無
平成24	—	—	—	—	43	○	○
平成25	—	—	—	—	47	○	○
平成26	13.9	○	28.6	○	47	○	○
平成27	13.6	○	30.1	○	44	○	○
平成28	12.7	○	32.8	○	36	○	○
平成29	12.3	○	27.1	○	27	○	○
平成30	12.6	○	29.0	○	35	○	○
令和元	10.7	○	25.7	○	31	○	○

■ 水質

本圏域は、埼玉県を代表する河川である荒川の上流水域にあたり、本圏域内の主な河川は、この荒川水系に属します。荒川の流域は、埼玉県と東京都を合わせて、20 区 40 市 18 町 1 村にまたがり、利根川、淀川に次いで我が国の主要河川の中では第3位の人口、鶴見川に次いで第2位の人口密度、水道用水供給人口は約 1,500 万人となっています。

荒川源流

荒川は、治水・利水の上で水質保全の重要性が高く、本圏域の各市町では、BOD や pH、大腸菌群数等の河川水質調査を年 2～6 回実施しています。図 2-9 に示す秩父市における水質調査によると、河川で水質を示す代表的な指標とされる BOD（生物化学的酸素要求量）の測定結果は、荒川及び横瀬川では環境基準を下回る結果となっていますが、赤平川では環境基準を満たさない年が見られたため、今後、河川水質の改善に向けた、更なる対策が求められます。

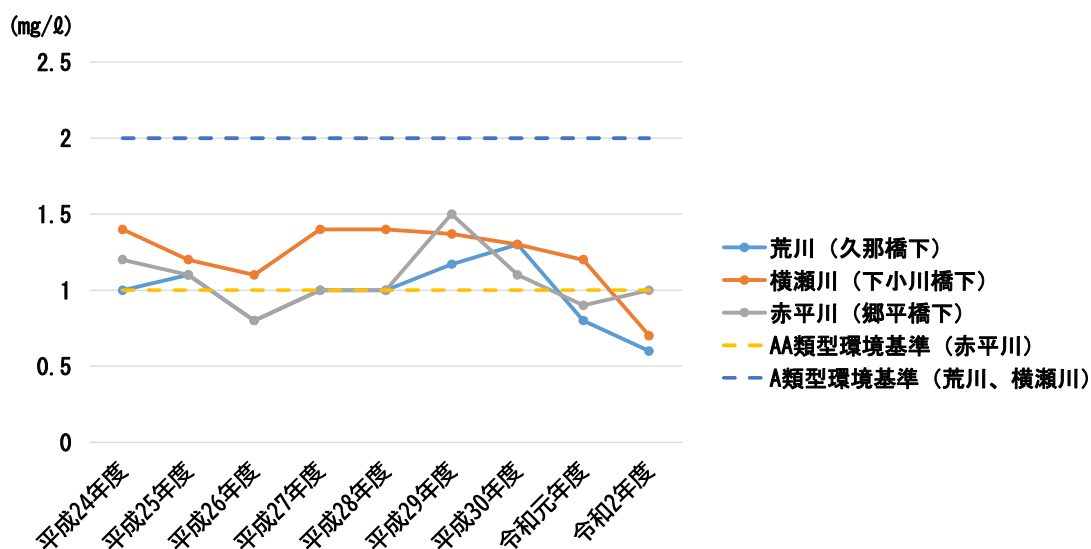


図 2-9) BOD 測定結果の経年変化

出典：秩父市の統計

■ 騒音・振動

圏域では、令和3年度に環境騒音測定を13か所、自動車騒音測定を3か所で実施しました。環境騒音については、13か所のうち昼間3か所、夜間1か所で環境基準値を若干超えたものの、その他の地点では昼夜ともに環境基準値を下回る結果となりました。自動車騒音については、全地点で昼夜ともに環境基準値を下回る結果となりました。

また、秩父市内では特に、幹線道路である国道140号と299号が交差することから、交通量が非常に多くなっています。そして、観光シーズンや朝夕の通勤時間帯には渋滞が日常化し、騒音や振動等の問題発生が懸念されます。

■ 生活環境に関する住民の苦情件数

令和3年度における本圏域の公害苦情件数は19件寄せられ、その内の17件が典型7公害によるものでした。中でも、秩父市が13件と最も多く、次いで横瀬町と長瀬町が3件、皆野町と小鹿野町は公害に関する苦情がありませんでした。また、各市町の内訳は、秩父市が、大気汚染6件、騒音7件、横瀬町が、悪臭3件、長瀬町が、大気汚染1件、その他の不法投棄2件となっており、水質汚濁、土壌汚染、振動、地盤沈下に関する苦情は寄せられていません。

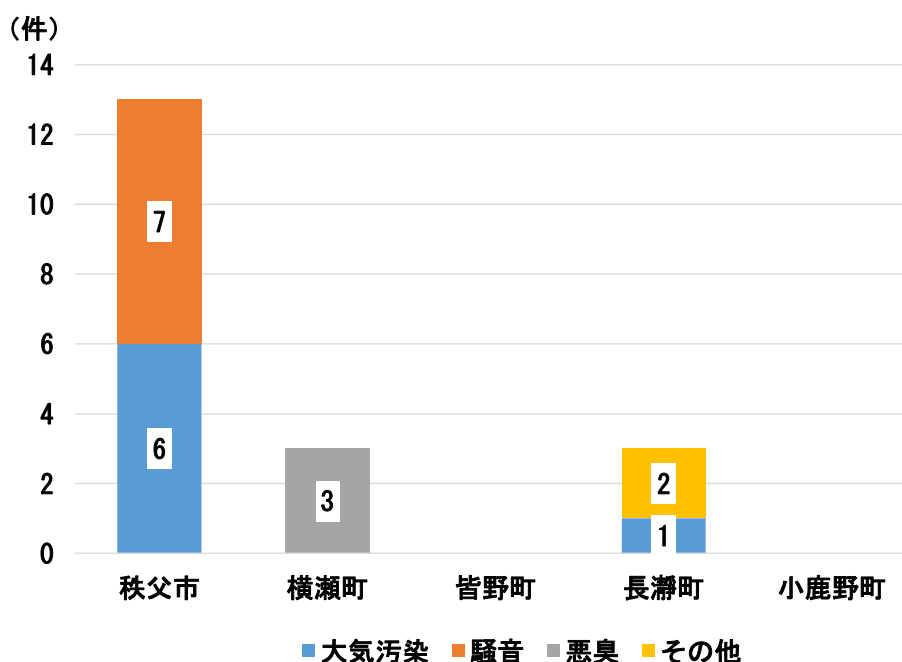


図 2-10) 令和3年度における公害苦情報告件数（典型7公害のうち3件）

■ 廃棄物

本圏域では、昭和 45 年 4 月に発足した一部事務組合である秩父広域市町村圏組合が、1 市 4 町のごみの収集及び処理を行っています。図 2-11 に示す 1 人 1 日当りのごみ排出量の推移をみると、秩父市は埼玉県平均よりも高く推移し、4 町は県平均を下回って推移しています。また、秩父市、長瀬町、小鹿野町においては、1 人 1 日当りのごみ排出量が増加傾向にあり、ごみの排出量を削減する対策の強化が求められます。

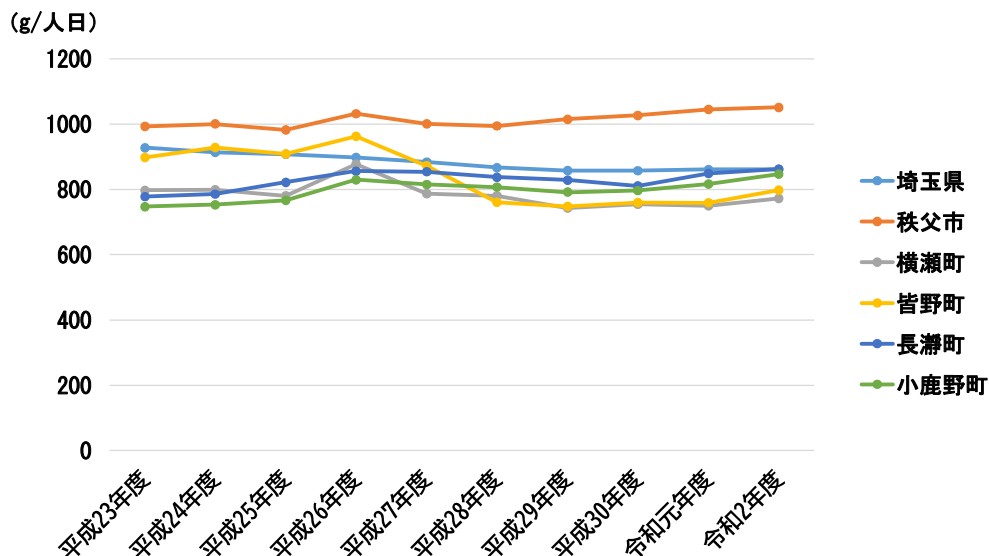


図 2-11) 1 人 1 日当りのごみ排出量の推移

■ 景観

本圏域の景観は、奥秩父山地、上武山地、外秩父山地、秩父凹地帯からなる秩父山地と、その山地を水源とする荒川を中心に支川が織りなす自然に恵まれた環境が特徴です。

自然的景観としては、秩父多摩甲斐国立公園などの 6 つの県立自然公園の区域に指定され、秩父のシンボルである武甲山や羊山公園の芝桜、長瀬町の岩畳、小鹿野町の丸神の滝、皆野町の美の山公園の桜等、四季折々の山岳・河川景観が広がっています。

歴史的景観としては、古来、信仰の地として栄え、秩父札所や秩父三社、秩父夜祭をはじめとした様々な「祭り」のほか、急斜面に点々と集落が広がる山村景観等、多様な景観資源を有しています。これらの景観は、日本の原風景として人々の心をとらえ、毎年多くの観光客が訪れています。

岩畳と舟下り（長瀬町）

美の山公園の桜（皆野町）

■ 公園・緑地

秩父ミュージックパークをはじめとした、本圏域で整備されている都市公園は、約3,194,300m²（319.43ha）で、1人当りの都市公園面積は、44.4m²（0.00444ha）となり、埼玉県と比較すると約 6.4 倍となっています。

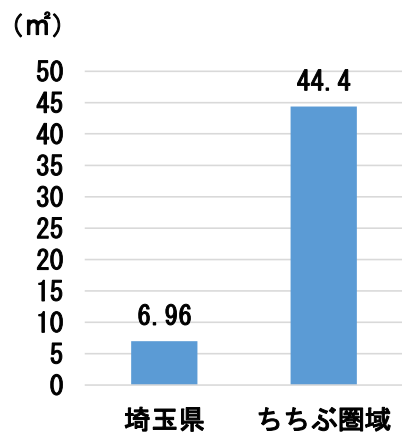


図 2-12) 1人当りの都市公園面積

出典：埼玉県ホームページ 市区町村別都市公園整備状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）より作成

秩父ミュージックパークのイチョウ並木（秩父市）

(7) 歴史・文化

本圏域には、ユネスコ無形文化遺産に登録された「秩父夜祭」を代表とする数多くの祭礼行事など、独自の文化圏を形成し、地域性の高い貴重な歴史・文化遺産が存在します。指定文化財としては、国指定の文化財が56件、県指定が101件、市町指定が453件となっています。

また、本圏域は、2011（平成23）年に、地質・地形から地球の過去を知り、未来を考えて、活動する場所とされる日本ジオパークの認定を受け、その後2015（平成27）年の再認定、2019（令和元）年に条件付きで再認定され、2022（令和4）年に再認定を受けました。

さらに、秩父市と小鹿野町を含む4都県12市町村に広がる「甲武信」エリアでは、2019（令和元）年に、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とする取組であるユネスコエコパークに登録されました。

今後、ジオパークとエコパークに共通する機能・定義である「経済と社会の発展」の推進に向けて、両パークが連携した取組を展開していく必要があります。

表 2-3) 本圏域の文化財指定数

自治体名	国指定	県指定	市町指定
秩父市	40	53	195
横瀬町	2	6	48
皆野町	6	12	62
長瀬町	5	6	32
小鹿野町	3	24	116
計	56	101	453

秩父夜祭（秩父市）

ようばけ（小鹿野町）

3. 第1次計画の進捗状況

第1次計画では、望ましい環境像を「荒川の清流が 未来につながり だれもがいきいきと安心して暮らせるまち」と表現し、この環境像を目指すための5つの基本目標を定め、本圏域の環境課題に対して個別目標を設定しました。その中でも、特に、住民にとって身近な問題、早急に取り組むべき事業、また、施策の中で横断的に取り組むべき事業を重点的な取組としました。

表 2-5) 第1次計画における重点的な取組

重点的な取組	
	◆創エネ・省エネで低炭素な地域づくり
	①森林の保全
	②大気・水等の保全
	③再生可能なエネルギーの導入
	④低炭素なまちづくり
	◆資源活用による循環型の地域づくり
	①農地の活用
	②ごみの減量化
	③パートナーシップによる環境活動の推進

◆ 創エネ・省エネで低炭素な地域づくり

① 森林の保全

個別目標 1-1 「森林を育て、豊かな水を守ろう」

「集約化・団地化して整備される森林面積」は、2021（令和3）年度末時点で6,900ha、「企業・団体等による森づくりの取組数」は、同時点で34か所となっており、ともに目標を達成することができました。

今後、カーボンニュートラル並びにゼロカーボンシティを目指す上で、温室効果ガスの吸収源となり得る森林の管理が引き続き求められます。

項目	第1次計画策定時	令和4年度	令和3年度	達成状況
	実績	目標	現状	
集約化・団地化して整備される森林面積	0 ha	5,600 ha	6,900 ha	○
企業・団体等による森づくりの取組数	15 か所	2倍	34 か所	○

個別目標 1-3「生物多様性を維持しよう」

「森林の鳥獣害対策実施面積の累計」は、2021（令和3）年度末時点で2,204ha となっており、目標を大幅に達成することができました。

「鳥獣害防除計画策定市町数」は、第1次計画策定時にすでに全市町で計画を策定していたため、2015（平成27）年度に本項目は削除されました。

項目	第1次計画策定時	令和4年度	令和3年度	達成状況
	実績	目標	現状	
森林の鳥獣害対策実施面積累計※	243 ha	1,195.25 ha	2,204 ha	○
鳥獣害防除計画策定市町数	5 市町	維持・更新	項目の削除	

※ 第1次計画では、2015（平成27）年度の実績値を「128ha」、2022（令和4）年度の目標を「10%増」としていましたが、埼玉県地域プログラムによる、「2020（令和2）年度までに2015（平成27）年度比で300ha 増加させる」という目標に倣い、第1次計画策定時の実績値を過年度累計値「243ha」に、2022（令和4）年度の目標を「1,195.25ha」に変更しました。

② 大気・水等の保全

個別目標 2-1「きれいな空気を守ろう」
 個別目標 2-2「きれいな水を守ろう」
 個別目標 2-3「安全な暮らしを守ろう」
 個別目標 2-4「豊かな土地を守ろう」

2021（令和3）年度の「年間苦情受理件数」は、19件となっており、目標とする年間苦情受理件数の半減を達成することができました。

また、「二酸化窒素濃度」及び「河川のBOD 数値」は、ともに基準値を下回る値となり、大気環境及び水質環境は、維持されています。

項目	第1次計画策定時	令和4年度	令和3年度	達成状況
	実績	目標	現状	
年間苦情受理件数	61 件	半減	19 件	○
二酸化窒素濃度	0.011 ppm	維持	0.014 ppm	○
河川のBOD 数値	1.4 mg/L	維持	0.58 mg/L	○

③ 再生可能なエネルギーの導入

個別目標 4-1 「再生可能なエネルギーを推進しよう」

「住宅用新エネルギー設置の年間補助導入件数」は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）の買取価格が年々下落していたことから、住宅用新エネルギー設備設置に対する年間補助導入件数が減少傾向にあったこと、補助金の予算を確保することが困難になっていることなどにより削除され、「住宅用新エネルギー設備設置の年間補助導入件数累計」及び「住宅用新エネルギー設備設置費補助金交付予定件数に対する交付率」の2項目が追加されました。

「住宅用新エネルギー設備設置費の年間補助導入件数累計」は、2021（令和3）年度末時点で 1,171 件となっており、目標を達成することができましたが、「住宅用新エネルギー設備設置費補助金交付予定件数に対する交付率」は、同時点で 20% となっており、目標を達成することができませんでした。

なお、「行政施設における新エネルギー発電件数」は継続され、同時点で 30 件となっており、目標を達成することができました。

項目	第1次計画策定時	令和4年度	令和3年度	達成 状況
	実績	目標	現状	
住宅用新エネルギー設置の年間補助導入件数	140 件	維持	項目の削除	
行政施設における新エネルギー発電件数	19 件	25 件	30 件	○

追加項目	平成27年度	令和4年度	令和3年度	達成状況
	実績	目標	現状	
住宅用新エネルギー設備設置費の年間補助導入件数累計	1020 件	増加	1,171 件	○
住宅用新エネルギー設備設置費補助金交付予定件数に対する交付率	57.3 %	100 %	20 %	×

④ 低炭素なまちづくり

個別目標 4-2「低炭素なまちづくりを推進しよう」

「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定」は、2013（平成 25）年の地球温暖化対策推進法の改正により、すべての地方公共団体において策定義務とされ、2015（平成 27）年度時点ですべての市町で策定されていたため削除されました。

また、「市町（事務事業編）の年間 CO₂ 排出量」は、2021（令和 3）年度末時点で 15,403 t-CO₂ となっており、第 1 次計画策定時と比較して約 29%削減され、目標を達成することができました。

「市町公用車のエコカー導入率」は、同時点で 32.1%となっており、目標を達成することができませんでした。今後、目標の達成を目指すだけでなく、更なるエコカーの普及を図り、事務事業編における年間 CO₂ 排出量の更なる削減に努めます。

項目	第1次計画策定時	令和4年度	令和3年度	達成 状況
	実績	目標	現状	
地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定	3 市町	5 市町	項目の削除	
市町（事務事業編）の年間 CO ₂ 排出量	21,603 t-CO ₂	10%減	15,403 t-CO ₂	○
市町公用車のエコカー導入率	26.6 %	40 %	32.1 %	×

◆ 資源活用による循環型の地域づくり

① 農地の活用

個別目標 1-2「農地を守り、活かそう」

「遊休農地の解消面積累計」は、非農地判定を受けた遊休農地の大部分が地目変更されて林地となったことから、目標の達成度を図る指標として適さないため削除され、「担い手等への農地利用集積面積」に変更されました。本項目は、2021（令和 3）年度末時点で 341.8ha となっており、目標を達成することができました。

また、「年間新規就農者数」は、同時点で 15 人となっており、目標を達成することができました。

項目	第1次計画策定時	令和4年度	令和3年度	達成 状況
	実績	目標	現状	
遊休農地の解消面積累計	71 ha	3倍	項目の削除	
年間新規就農者数	12 人	10%増	25%増 15 人	○

追加項目	平成27年度	令和4年度	令和3年度	達成 状況
	実績	目標	現状	
担い手等への農地利用 集積面積	288.2 ha	増加	341.8 ha	○

② ごみの減量化

個別目標 3-2 「3Rに取り組み、ごみを減らそう」

2021（令和3）年度の「総ごみ排出量」は、32,962 t となっており、目標を達成することができましたが、「リサイクル率」及び「ごみの排出量（1人1日当たり）」は達成することができませんでした。「リサイクル率」が低下し、「ごみの排出量（1人1日当たり）」が増加したことから、「総ごみ排出量」の減少は人口の減少に起因するものと考えられ、今後、住民1人ひとりのごみ問題に対する意識の改善が求められます。

項目	第1次計画策定時	令和4年度	令和3年度	達成 状況
	実績	目標	現状	
総ごみ排出量	38,018 t	13%減	32,962 t	○
リサイクル率	29.5 %	30.0 %	11.1 %	×
ごみの排出量 （1人1日当たり）	930 g ※	10%減	932 g	×

※第1次計画では「787g」としていましたが、事業系ごみの排出量が積算されていなかったため修正しました。

個別目標 5-2 「積極的に環境配慮商品の購入を進めよう」

「市町グリーン購入調達方針・指針の策定」は、2021（令和3）年度末時点で3市町となっており、目標を達成することができませんでしたが、方針・指針が策定されなかった2町においてもグリーン購入を実施しており、今後も持続可能な循環型社会へ向けた、グリーン購入を推進します。

項目	第1次計画策定時	令和4年度	令和3年度	達成状況
	実績	目標	現状	
市町グリーン購入調達方針・指針の策定	1 市	5 市町	3 市町	×

③ パートナースhipによる環境活動の推進

個別目標 5-1「環境を学び、活動を広げよう」

「埼玉県川の国応援団登録数」は、2021（令和3）年度末時点で43団体となっており、目標を達成することができませんでした。

一方、「美化運動団体との連携」は、同時点で213団体となっており、目標を大幅に達成することができました。

項目	第1次計画策定時	令和4年度	令和3年度	達成状況
	実績	目標	現状	
埼玉県川の国応援団登録数	35 団体	50 団体	43 団体	×
美化運動団体との連携	38 団体	50 団体	213 団体	○

4. 住民意識調査結果

（1）調査の目的

本計画を策定するにあたり、住民の環境に関する意識や第1次計画策定以降に環境がどう変化したか、今後、圏域が取り組むべき施策等について、アンケート調査を行いました。

（2）調査対象

本圏域に在住の18歳以上の住民から無作為抽出した1,000人を対象とし、郵便により調査票を送付・回収しました。調査期間は、令和4年7月中旬から8月下旬までの間で行いました。各市町における配布数と回収率は表2-6に示すとおりです。

表 2-6）各市町の回収率

居住地域	配布数	回収数	回収率
秩父市	633	206	32.5%
横瀬町	84	27	32.1%
皆野町	98	32	32.7%
長瀬町	71	23	32.4%
小鹿野町	114	34	29.8%
計	1,000	323 (無回答1名含む)	32.3%

(3) 結果概要

環境問題への関心

本調査における特に関心の深い環境問題で、最も回答が多かったのは「二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化」、次いで「資源の再利用・リサイクル」と第1次計画策定時における調査と順番が入れ替わりました。

また、次いで関心の寄せられた項目は、第1次計画策定時では、「廃棄物の不法投棄、処分場の問題」でしたが、本調査では、「身近にある森や林などの緑や、自然の風景の減少（遊休農地や山林の荒廃等、原野化等）」に関心が寄せられ、圏域の開発等による自然環境の減少による影響への懸念があることがわかりました。

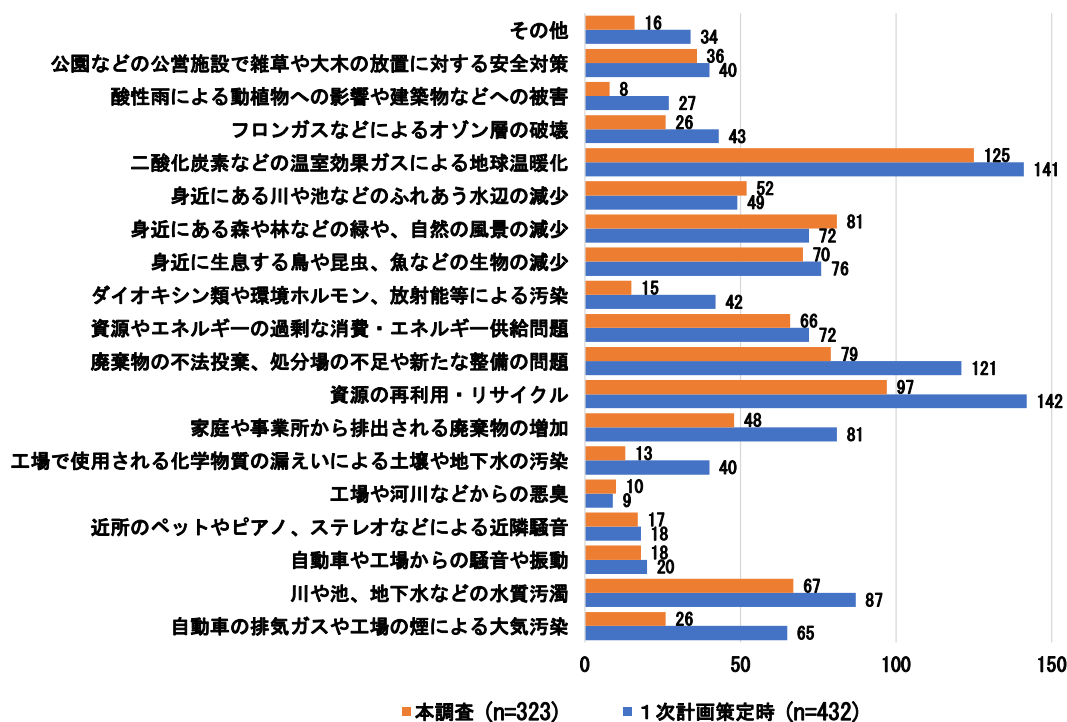


図 2-13) 第1次計画策定時の環境問題に対する関心度合い

10 年前と比較した現在の環境

現在の圏域の環境が、10 年前と比べて変化したことでは、「よくなった」「ややよくなった」を合わせた『よくなった』という回答では、「道路などの整備」が最も多く、次いで「街なみの美しさ」、「公園や運動場など」となっています。

一方で、「やや悪くなった」「悪くなった」を合わせた『悪くなった』という回答では、「川や池などの水のきれいさ」が最も多く、次いで「自宅周辺の静けさ」、「近所の人とのつながり」となっています。

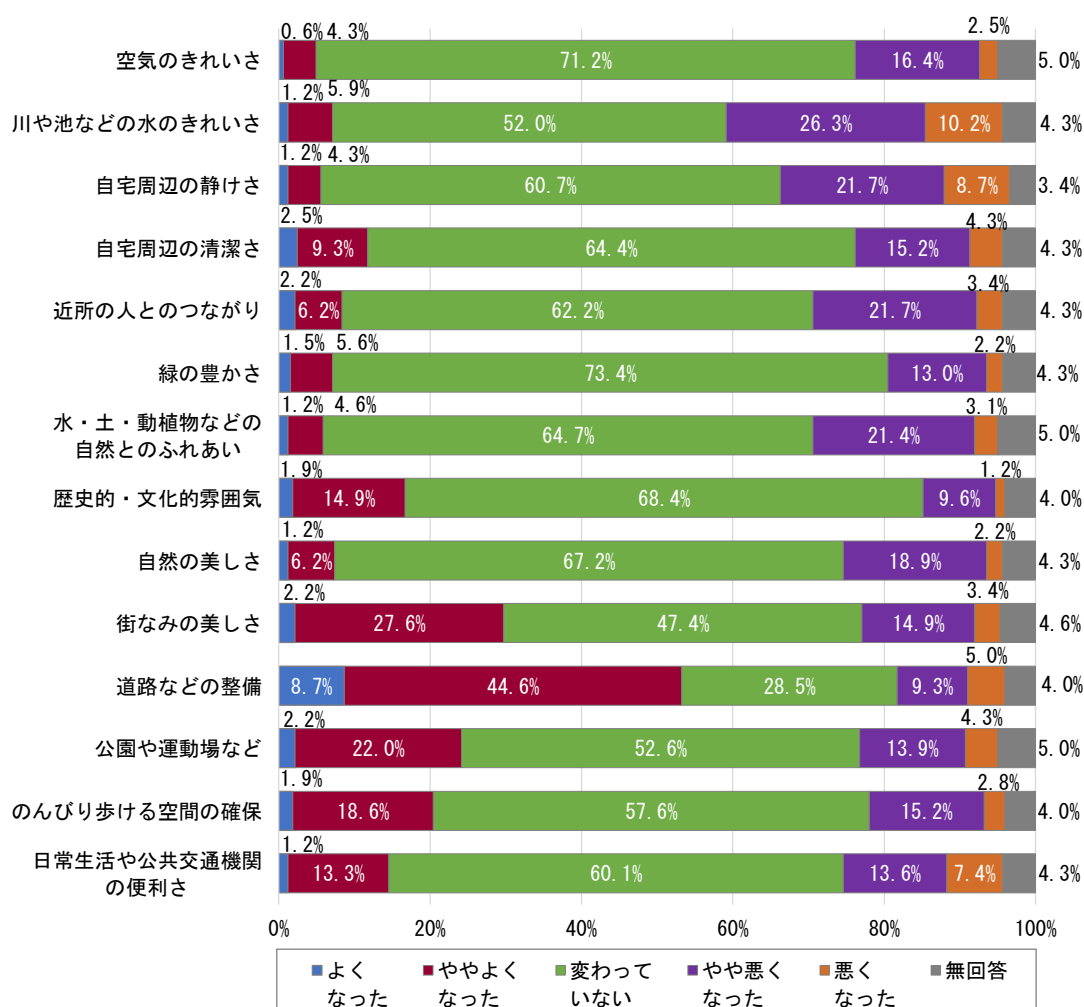


図 2-14) 本調査による現在の環境の変化

第1次計画の取組における満足度と今後の目標

①から⑳までの各項目の重要度と満足度について、下に示す回答ごとに配分された点数（ウエイト）を各回答の割合に掛けて合計した加重平均で比較したところ、特に圏域の課題と考えられる「重要度が高く満足度が低い」項目は、「⑦交通対策」となっています。

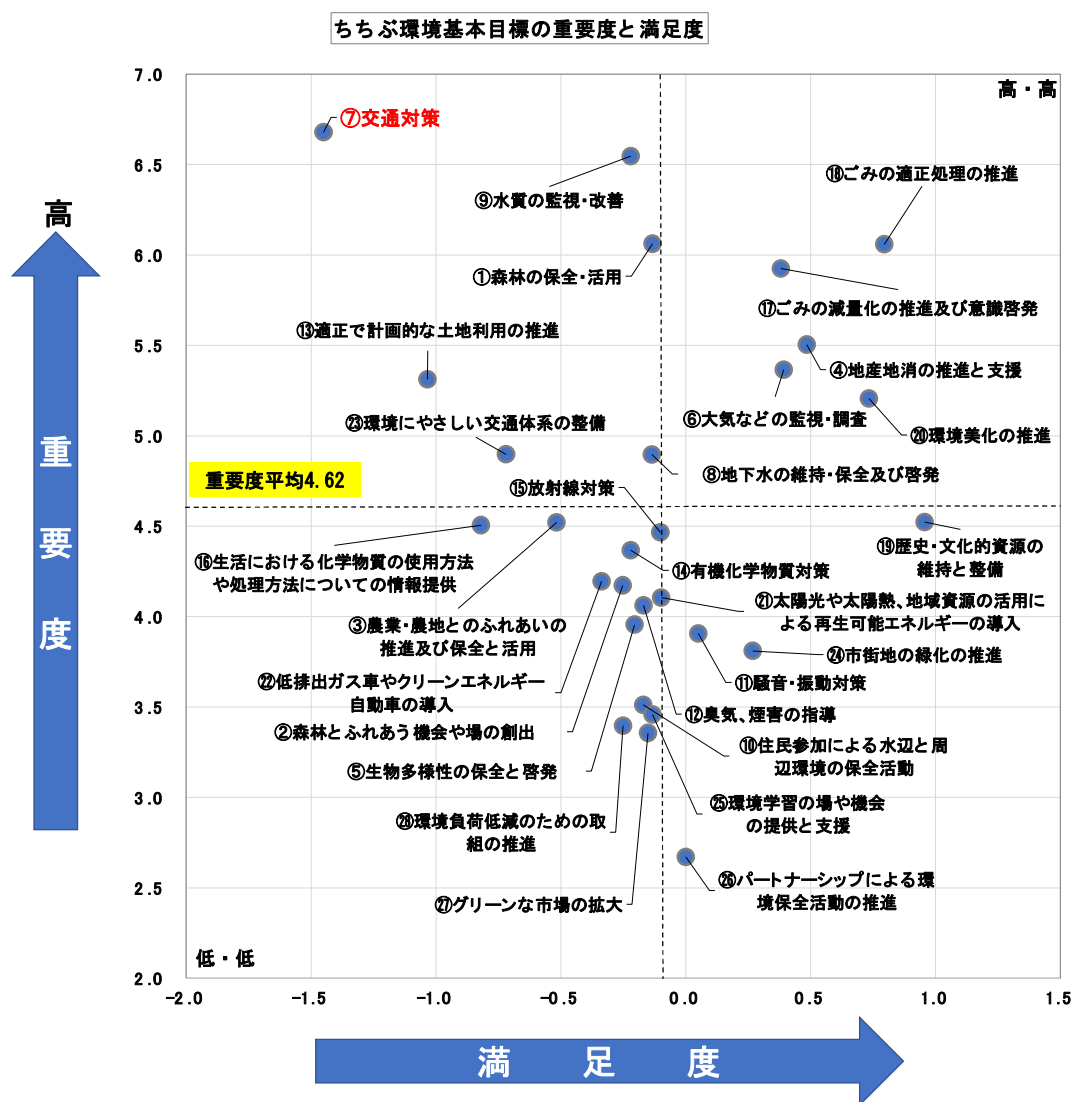


図 2-15) 満足度と重要度の加重平均

将来の圏域に望む姿

将来の圏域に望む姿として、特に重要だと思うものでは、「日常生活や公共交通機関の便利さ」が最も多く、次いで「道路などの整備」、「自然の美しさ」となっています。

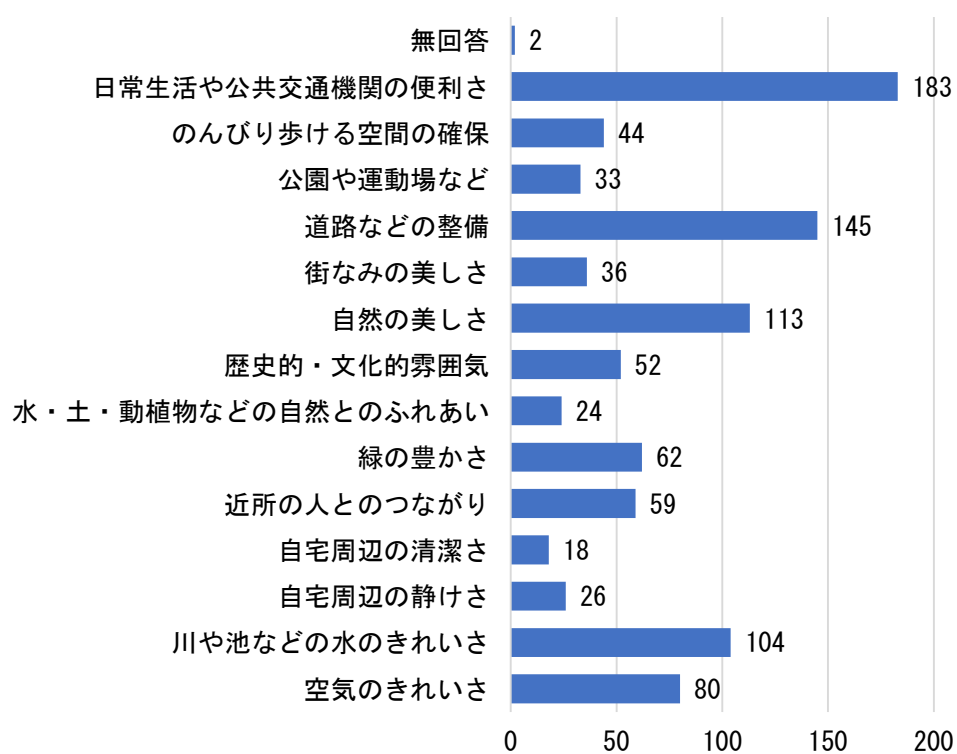


図 2-16) 将来の圏域に望む姿

5. 今後の課題

世界・国・県の動向や本圏域を取り巻く環境の変化、第1次計画の進捗状況及び住民意識調査の結果などから、本計画を策定するにあたり、注視すべき課題を以下のとおり整理しました。

【地球環境】

- 国が目標として掲げる2050年カーボンニュートラルに向けた、更なる温室効果ガス排出量の削減対策
- 住民、事業者、行政それぞれによる省エネルギー対策の実施

【資源循環】

- プラスチックごみの減量化
- 圏域の1人1日当たりのごみ排出量削減に向けた、3R+Renewableの実施

【自然環境】

- 継続した水辺環境の保全
- 温室効果ガスの吸収源ともなり得る森林の保全
- 自然的、社会的条件などを踏まえた生物多様性の現状把握

【生活環境】

- 公共交通機関や道路等の更なる整備
- 人口の減少や高齢化に対応した、遊休農地の適正管理と有効活用

【環境教育・協働】

- 環境に関する情報の提供方法の検討や環境保全活動等についての普及啓発
- あらゆる世代を対象とした、環境学習出前講座・授業の実施や環境に関する施設等を利用した環境学習の推進

第3章 計画の理念

1. 望ましい環境像

本計画の目指す「望ましい環境像」は、第1次計画から引き継ぎ、次のとおり定めます。

荒川の清流が 未来につながり だれもがいきいきと安心して暮らせるまち

本圏域は荒川の源流域に位置し、荒川の水は埼玉県、東京都を貫流し、最後には東京湾へ流れ込んでいます。流域の多くの住民の暮らしを潤す荒川の清流を永遠に継承することが、次世代へ良好な環境を引き継ぐこととなります。その結果、誰もが健康で安全に生活をすることができ、安心した暮らしを享受することができます。「望ましい環境像」は、このような姿を描いたものです。

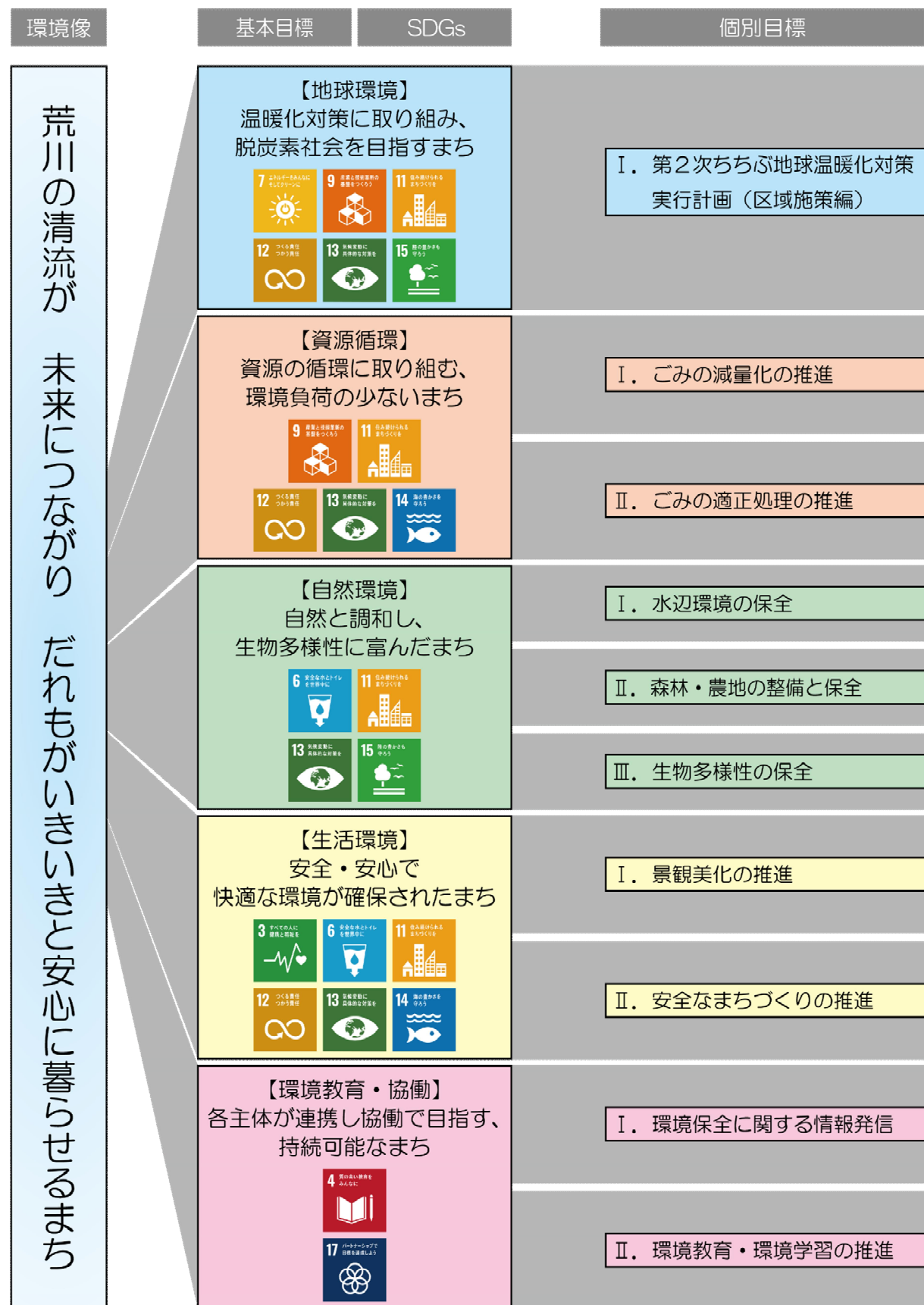
「荒川の清流」とは、自然の資源である森林を保全することにより生み出される、地下水、河川水、大気、ひいては景観、歴史、地形等の有形または無形の恵みを表しています。

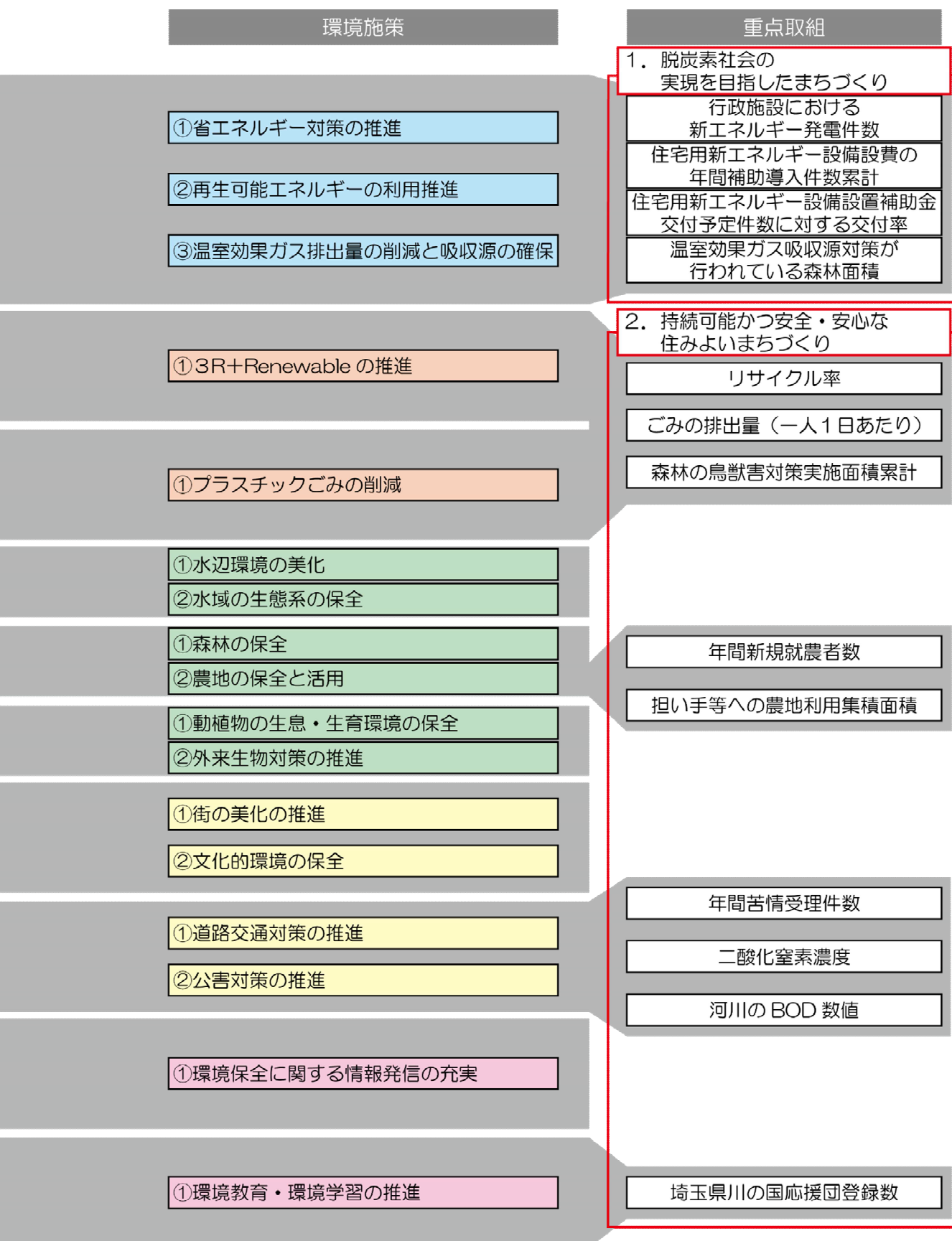
2. 環境目標

「望ましい環境像」の実現に向け、環境分野ごとに環境目標を次のとおり設定します。

環境目標1.【地球環境】	温暖化対策に取り組み、脱炭素社会を目指すまち
環境目標2.【資源循環】	資源の循環に取り組む、環境負荷の少ないまち
環境目標3.【自然環境】	自然と調和し、生物多様性に富んだまち
環境目標4.【生活環境】	安全・安心で快適な環境が確保されたまち
環境目標5.【環境教育・協働】	各主体が連携し協働で目指す、持続可能なまち

3. 施策の体系





第4章 望ましい環境像の実現に向けた取り組み

環境目標1. 【地球環境】温暖化対策に取り組み、脱炭素社会を目指すまち

個別目標Ⅰ. 第2次ちちぶ地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

（１）計画の背景と目的

地球は、太陽からのエネルギーによって地表が暖められ、地表から放射される熱を二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスが吸収することで大気を暖めています。しかし、温室効果ガスの大気中濃度が高まり、吸収される熱量が増加することで、気温が上昇します。この現象を地球温暖化といいます。

第1次計画では、緊急かつ人類共通の課題として、本圏域全体で地球温暖化対策への取組を積極的に推進し、温室効果ガスの削減に努めるため、区域施策編を内包しました。

今回、第1次区域施策編が計画期間の終了を迎えたことに伴い、区域施策編を改定し、第2次区域施策編を策定しました。

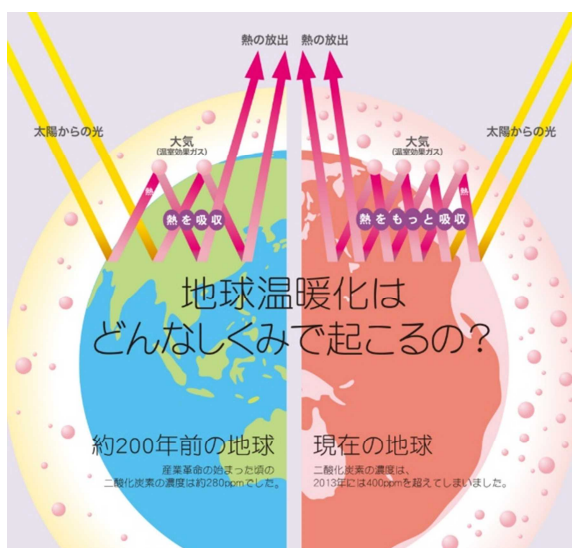


図 4-1) 地球温暖化のメカニズム

出典：JCCCA-全国地球温暖化防止活動推進センターHP

（２）対象とする温室効果ガス

本圏域の温室効果ガス排出量の算定は、環境省が公表している「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（環境省、令和4年3月）（以下、「算定マニュアル」という。）に基づき行いました。

本計画で算定対象とする温室効果ガスの種類は、算定マニュアルに基づき表 4-1 に示すとおりです。

表 4-1) 本計画で対象とする温室効果ガス

温室効果ガス種	地球温暖化係数	算定対象
二酸化炭素 (CO ₂)	1	●
エネルギー起源 CO ₂		
非エネルギー起源 CO ₂		
メタン (CH ₄)	25	●
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	●
代替フロン等4ガス	12~14,800 7,390~17,340 22,800 17,200	—※
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)		
パーフルオロカーボン (PFCs)		
六ふっ化硫黄 (SF ₆)		
三ふっ化窒素 (NF ₃)		

※代替フロン等4ガスは、本圏域内の特定事業所において排出が認められなかったため、算定対象外としました。

(3) 本圏域の温室効果ガス排出量

第2次区域施策編の基準年度は、国の地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）と整合を図り、2013（平成25）年度とします。

本圏域における温室効果ガス排出量の推移は図4-2に示すとおりです。2013（平成25）年度から2015（平成27）年度までは減少傾向にありますが、2016（平成28）年度にやや増加しました。これは、特定事業所からの排出量が増加したことが主な要因と考えられます。その後、2017（平成29）年度からは再び減少に転じ、算定可能な直近年度である2018（平成30）年度の温室効果ガス排出量は2,023,491t-CO₂となっています。

また、一般廃棄物における2018（平成30）年度の温室効果ガス排出量は基準年度比で31.1%増加しており、ごみの排出量やプラスチックごみ割合を削減する対策が求められます。

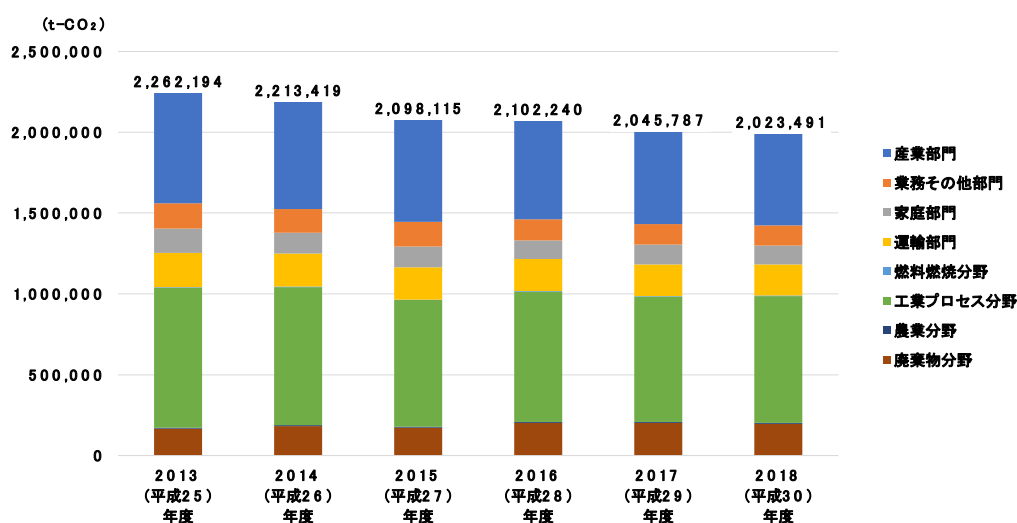


図 4-2) 本圏域の温室効果ガス排出量の推移

(4) 削減目標

わが国では、「2030（令和 12）年度の温室効果ガスを 2013（平成 25）年度比で 46%削減し、さらに 50%の高みにむけ挑戦を続けていく」とする削減目標とともに、温室効果ガス排出量を実質ゼロとした「2050（令和 32）年カーボンニュートラル」を掲げています。

本圏域では、秩父市が「ゼロカーボンシティ宣言」を出していることから、2050（令和 32）年カーボンニュートラルに向けた国の目標に倣い、以下の目標を設定します。

2030（令和 12）年度における温室効果ガス総排出量を
2013（平成 25）年度比で **46%** 削減

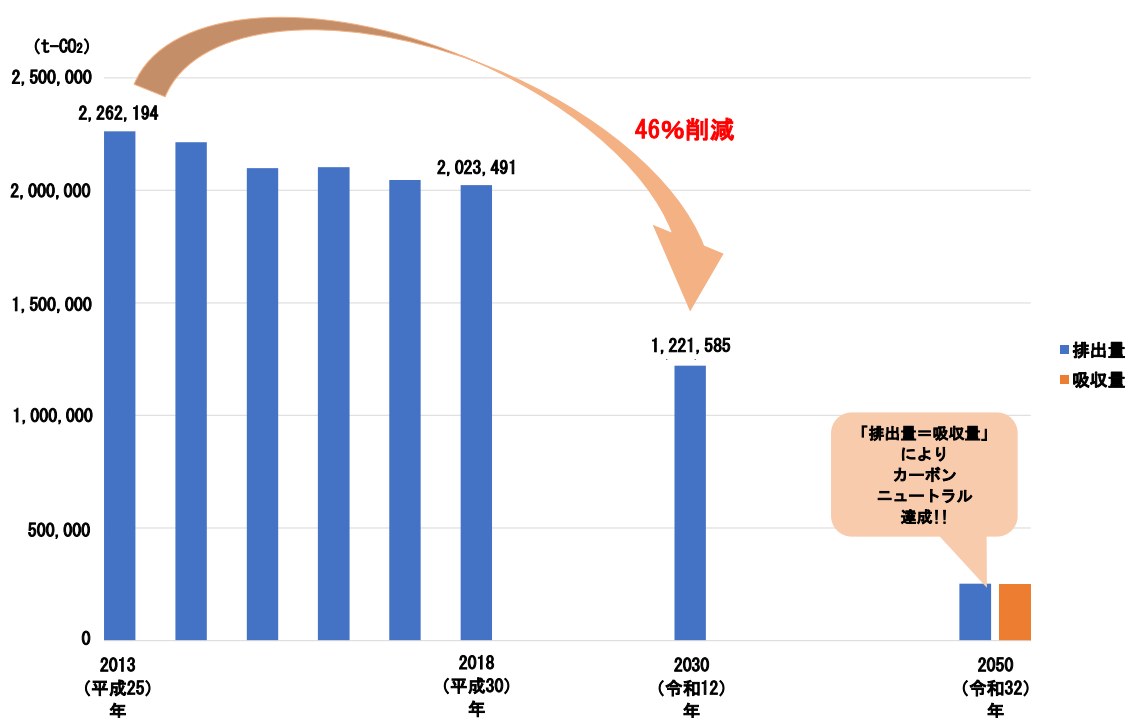


図 4-3) 温室効果ガス排出量削減目標

（５）BAU（現状すう勢）

2013（平成 25）年度から 2018（平成 30）年度までの温室効果ガス排出量の実績値を元に、本計画の計画期間である 2032（令和 14）年度までの温室効果ガス排出量の BAU をトレンド予測により算出しました。

本圏域の温室効果ガス排出量は、2018（平成 30）年度から何も対策を講じなかった場合、2030（令和 12）年度には 1,784,480t-CO₂ となり、基準年度比で 21.1%減少すると推計され、現状のままでは削減目標を達成することができません。今後、削減目標の達成に向けた対策を講じる必要があります。

表 4-1) BAU

	2013 （平成 25） 年度	2018 （平成 30） 年度	2030 （令和 12） 年度	2032 （令和 14） 年度
実績値 （削減率）	2,262,194	2,023,491 （10.6%）	—	—
BAU （削減率）	—	—	1,784,480 （21.1%）	1,760,001 （22.2%）
目標値 （削減率）	—	—	1,221,585 （46.0%）	1,087,934 （48.1%）

（６）森林吸収量

本圏域における森林による温室効果ガス（CO₂）吸収量を、表 4-2 のとおり推計しました。この推計の対象となるのは、本圏域内各市町の「森林計画対象森林」で、2013（平成 25）年度から 2018（平成 30）年度までの森林蓄積の変化量から 5 年間の炭素蓄積を求め、単年度当たりの CO₂ の吸収量を推計したものです。

緑豊かな本地域において脱炭素社会を目指していくためには、森林による吸収量は非常に重要です。このことから、今後も森林吸収量を維持・増加させていくためには本圏域内の各市町が連携・協力し、吸収源対策としての森林整備の実施に努める必要があります。

表 4-2) 森林吸収量

自治体名	吸収量（t-CO ₂ /年）
秩 父 市	109,857
横 瀬 町	14,300
皆 野 町	13,649
長 瀬 町	2,964
小鹿野町	44,522
計	185,292

（７）課題

- 本圏域の温室効果ガス排出量は、2013（平成 25）年度以降減少傾向にありますが、2030（令和 12）年度の削減目標達成に向け、更なる省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギー設備の導入促進などによる、温室効果ガス排出量を削減する取組が必要です。住民へのイニシアチブを図るため、圏域の各市町は地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を推進する必要があります。
- 住民意識調査の結果から、圏域の住民が所有する自動車はガソリン車が約８割を占め、今後はクリーンエネルギーを使用した次世代自動車の普及が求められます。

（８）環境施策

施策名	具体的な取組
①省エネルギー対策の推進	公共施設、各家庭及び事業所等の省エネリフォームを推進するとともに、公共施設の空調設備や照明設備に省エネ機器を導入し、率先して省エネルギー対策を実行します。
	自動車の運転に伴う温室効果ガス排出量の削減のため、エコドライブを推進します。
	電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）・燃料電池自動車（FCV）・クリーンディーゼル自動車（CDV）といった次世代自動車の普及を促進します。
	住宅や事業所で行える省エネ対策に関する情報提供等により普及啓発を図ります。
②再生可能エネルギーの利用推進	公共施設、各家庭及び事業所等における再生可能エネルギー設備の導入を推進します。
	住宅や事業所への再生可能エネルギー設備の導入に関する情報提供等により普及啓発を図ります。
③温室効果ガス排出量の削減と吸収源の確保の推進	CO ₂ を吸収し、炭素を貯蔵する機能を持続的に発揮させるため、間伐や伐採後の再造林などの森林整備を推進します。
	間伐や伐採により得られた木材を、バイオマス資源としての有効活用を推進します。

〈環境配慮指針〉

住民の取組

- 太陽光発電システムや太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギー設備の設置に努めます。
- 節電や節水を行い、住宅での省エネ化に努めます。
- 次世代自動車の導入を検討します。
- エコドライブを実践します。
- 公共交通機関を可能な限り利用します。

事業者の取組

- 太陽光発電システムや太陽熱利用システム、中小水力発電等の再生可能エネルギー設備の導入を検討します。
- 燃料として、木質バイオマス等の利用に努めます。
- 節電や節水に努め、オフィスの省エネ化を図ります。
- 工場等の生産ラインの省エネルギー化を推進します。
- 次世代自動車の導入を検討します。
- エコドライブを実践します。
- 公共交通機関を可能な限り利用します。
- エコアクション 21 等の環境経営に取り組みます。

環境目標2. 【資源循環】資源の循環に取り組み、環境負荷の少ないまち

個別目標Ⅰ. ごみの減量化の推進

(1) 課題

- 住民意識調査では、第1次計画で施策とした「ごみの減量化の推進及び意識啓発」、「ごみの適正処理の推進」は、重要度と満足度ともに高い結果が得られました。しかし、前掲「本圏域の概況」で示したとおり、ごみの排出量が増加傾向にあることから、本計画でも「ごみの減量化」を推進する必要があります。

(2) 環境施策

施策名	具体的な取組	
①3R+Renewable の推進	Reduce	食品ロスの削減を推進します。
		パッケージや梱包材等の過剰包装の削減を推進します。
		マイ箸・マイボトル・マイバッグ等の利用を促進します。
		ペーパーレス化を推進します。
	Reuse	フリーマーケットやバザーの開催を促進し、広報誌や公共施設の掲示板などを利用して情報発信に努めます。
		古本屋や古着屋などのリユースショップの利用を促進します。
	Recycle	リサイクル商品の購入を推進します。
		小型家電のリサイクルを促進します。
		ビン・缶・ペットボトル・金属製品など、資源ごみの分別を促進します。
		印刷用紙やトイレットペーパーなどの再生紙の利用を促進します。
	Renewable	植物由来の原料を利用したバイオマスプラスチック製の商品の利用を推進します。
		廃食用油等を原料とした、リニューアブル燃料の使用や製品づくりの活動を支援します。

〈環境配慮指針〉

住民の取組

- マイ箸・マイボトル・マイバッグなどを活用し、不要なものは買わないようにする取組（Reduce）に努めます。
- 使用可能な不要品は、フリーマーケットやバザー、フリマアプリなどに出品し、再利用（Reuse）に努めます。
- ごみの分別を徹底し、再生利用（Recycle）に努めます。
- バイオマスプラスチック製の袋や容器の使用（Renewable）に努めます。

事業者の取組

- 再生紙の利用を徹底します。
- ペーパーレス化を推進します。
- 過剰な包装を抑制します。
- 再資源化可能な製品の開発に努めます。
- 事業所から排出される廃棄物の分別、適正処理を徹底します。

個別目標Ⅱ. ごみの適正処理の推進

（１）課題

- 図 4-4 に示すとおり、秩父広域市町村圏組合では、プラスチック類を可燃ごみに含めて収集しているため、一般廃棄物処理中のプラスチック割合が高く推移しています。今後、プラスチック類を分別して回収し、再資源化する循環システムを構築することで、温室効果ガスの削減にも寄与する取組が求められます。

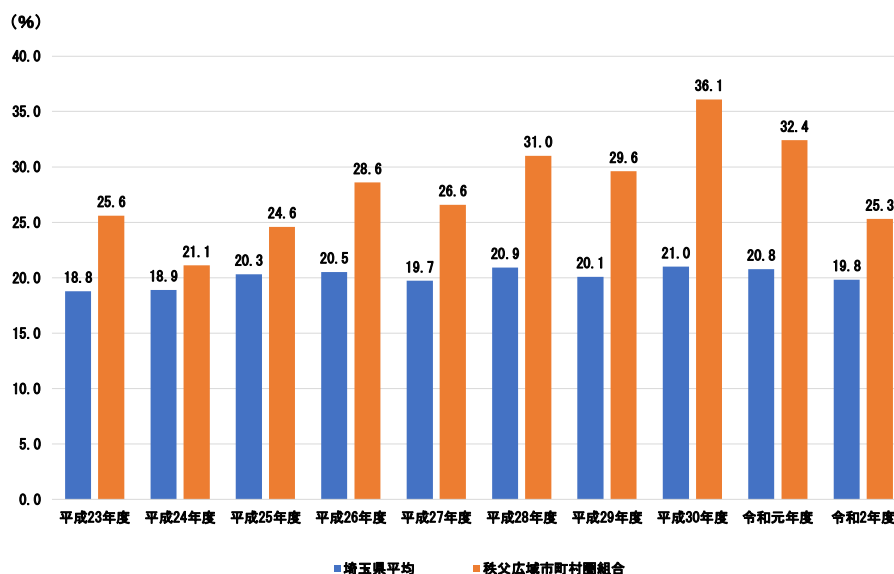


図 4-4) 可燃ごみに占めるプラスチック割合の比較

出典：一般廃棄物処理実態調査より作成

(2) 環境施策

施策名	具体的な取組
①プラスチックごみの削減	可燃ごみとプラスチックごみの分別を検討します。
	プラスチックごみのリサイクル施設の設置を検討します。
	海洋プラスチック及びマイクロプラスチック問題の周知に努めます。

〈環境配慮指針〉

住民の取組

- 買い物の際は、マイバッグを持参します。
- プラスチックごみの分別・リサイクルに努めます。
- 店舗で配布される、プラスチック製のスプーンやフォーク、ストローなどは極力受け取りません。

事業者の取組

- プラスチックごみの分別・リサイクルに努めます。
- 職員の使い捨てのプラスチック製品の使用抑制を推進します。

環境目標3. 【自然環境】自然と調和し、生物多様性に富んだまち

個別目標Ⅰ. 水辺環境の保全

(1) 課題

- 住民意識調査の結果から、“秩父ならではの”を感じる魅力についての項目で、「安全性（災害への強さ）」に次いで「水資源（河川や湖沼、滝など）」が2番目に多く票を集めました。また、10年前と比べた環境の変化についての項目では、「川や池などの水のきれいさ」が「悪くなった」という回答が最も多い結果となりました。今後、河川や湖沼の水質の改善が求められます。
- 水辺環境の保全により、水辺に生息する希少な動植物の保全とともに、外来生物の防除対策が求められます。

(2) 環境施策

施策名	具体的な取組
①水辺環境の美化	河川の水質調査を継続し、適切な水環境の維持・監視に努めます。 河川での不法投棄の減少に努め、良好な水辺の景観を創出します。
②水域の生態系の保全	河川や湖沼の生物調査を実施し、生態系の実態把握に努めます。 外来生物の周知に努め、防除を図ります。 自然観察会を実施し、市内または町内の水域の生物多様性への意識啓発を行います。 各市町の住民団体が行う生物多様性の保全活動を推進します。

〈環境配慮指針〉

住民の取組

- 家庭排水による環境負荷を理解し、洗剤の使用を最小限に抑えます。
- ごみはポイ捨てせず持ち帰り適切に分別、処理します。
- 水辺環境の美化活動に参加・協力します。

事業者の取組

- 行政や住民団体が主催する自然体験イベントを支援します。
- 適切な排水処理に努め、水辺環境の美化活動に参加・協力します。
- 河川の維持管理及び河川環境の整備と保全に協力します。

個別目標Ⅱ．森林・農地の整備と保全

(1) 課題

- 住民意識調査の結果から、本圏域の自然景観や風景、自然環境が気に入っているという意見が多く得られました。また、住民の関心が高い環境問題について「身近にある森や林などの緑や、自然風景の減少（遊休農地や山林の荒廃等、原野化等）」が多く票を集めたことから、本圏域内において農林業を通じて形成されてきた里山的自然環境の維持と保全活用が求められます。
- 埼玉県にある森林のうち、約6割を占める本圏域の森林を整備し、温室効果ガスの吸収量の向上を目指す必要があります。

(2) 環境施策

施策名	具体的な取組
①森林の整備と保全	計画的な下草刈りや間伐などの整備に努め、森林の適切な維持管理を図ります。
	整備した森林の面積や樹種、樹齢などを把握し、温室効果ガス吸収源の確保に努めます。
	圏域の景観資源として良好な緑地の維持に努めます。
	公共施設の屋上や壁面の緑化に努めます。
②農地の保全と活用	遊休農地や耕作放棄地の利活用を推進します。
	環境保全型農業を支援します。
	農地の集積・集約を推進します。
	農道や農業用水路などの適切な維持管理に努めます。
	新規就農者を支援し、担い手の確保を図ります。
	農業体験イベントの開催に努めます。
	秩父地域鳥獣害対策協議会による事業を推進し、被害の削減に努めます。

〈環境配慮指針〉

住民の取組

- 体験型の森林観光の推進に参加・協力します。
- 遊休農地を活用した事業に参加・協力します。
- 地産地消を推進します。

事業者の取組

- 事業所の敷地内の緑の創造と保全に努めます。
- 遊休農地を活用した事業に参加・協力します。

個別目標Ⅲ．生物多様性の保全

(1) 課題

- 本圏域における、現在の動植物の生息・生育状況の情報が不足していることから、動植物の生息・生育調査を実施し現状の把握が求められます。
- 把握した実態から、様々な視点で生物多様性の保全に取り組むため、生物多様性地域戦略を策定し、適切な保全措置を講じる必要があります。

(2) 環境施策

施策名	具体的な取組
①動植物の生息・生育環境の保全	本圏域の生態系の現状を把握するため動植物の調査を行います。
	生物多様性の保全を推進する住民活動団体などを支援します。
	生物多様性の普及啓発を図り、観察会などの自然と触れ合うイベントを開催します。
	エコロジカルネットワークの形成に努めます。
②外来生物対策の推進	外来生物の周知に努めます。
	外来生物の防除対策を促進します。
	外来種被害防止予防三原則（「入れない」「捨てない」「拡げない」）の意識啓発を図ります。

〈環境配慮指針〉

住民の取組

- 行政や住民団体が主催する観察会などの自然体験イベントに積極的に参加します。
- 自宅で飼っているペットは、最期まで責任を持ち、適切な方法で飼育します。

事業者の取組

- 事業所の敷地内や周辺環境で生物多様性の保全に取り組みます。
- 土地の開発の際は、生息・生育する動植物への影響を考慮した、適切な保全対策を行います。
- 行政や住民団体が主催する自然体験イベントを支援します。

環境目標4. 【生活環境】安全・安心な、快適環境が確保されたまち

個別目標Ⅰ. 景観美化の推進

(1) 課題

- 住民意識調査の結果から、不法投棄への対策を講じるよう意見が寄せられています。河川敷や森林等での景観を損なう不法投棄の防止に努め、生活環境の改善が求められます。

(2) 環境施策

施策名	具体的な取組
①まちの美化の推進	土砂堆積・不法投棄への監視体制を強化し、防止対策を講じながら意識啓発を図ります。
	河川敷や主要駅前などで清掃ボランティアを実施し、市民・町民参加型の美化活動に取り組みます。
	圏域の豊かな自然や文化的特性を活かした景観の保全に努めます。
	空き家や空き地を適正管理し、利活用を促進します。
②文化的環境の保全	文化財を住民や観光客への周知に努めます。
	文化財とその周辺環境を保全します。

〈環境配慮指針〉

住民の取組

- 清掃ボランティアなどに積極的に参加します。
- 文化財とその周辺環境の保全に努めます。

事業者の取組

- 事業所周辺の環境美化に努めます。
- 文化財とその周辺の環境保全に努めます。

個別目標Ⅱ．安全なまちづくりの推進

(1) 課題

- 住民意識調査の結果から、「道路などの整備」が10年前と比較してよくなったという回答が半数以上得られましたが、第1次計画の取組について「交通対策」が最も満足度が低く、最も今後の重要度が高いという結果が得られました。本計画でも、第1次計画の対策を継続、強化する必要があります。
- 前掲、「本圏域の概況」で示したとおり、本圏域の令和3年度における公害苦情報告件数は、大気汚染7件、騒音7件、悪臭3件、不法投棄2件となっています。第1次計画策定時と比較し、報告件数の半減は達成されましたが、対策の継続が求められます。

(2) 環境施策

施策名	具体的な取組
①道路交通対策の推進	電車やバスなど公共交通機関の利用を促進します。 道路の修繕や、拡幅工事の実施に努め、渋滞緩和への道路整備を促進します。 住民からの情報収集に努めます。
②公害対策の推進	大気測定等の調査を継続し、規制基準の徹底と、適正な指導に努めます。 主要道路に面する道路交通騒音調査を実施し、実態把握に努めます。 公害に関する調査結果の情報提供を行います。 日常生活における環境負荷の意識啓発を図ります。 住民からの情報収集に努めます。

〈環境配慮指針〉

住民の取組

- 道路の老朽化などの情報を行政へ報告します。
- 公害による近辺の環境の変化を行政へ報告します。
- 野外焼却や不適正な焼却炉による廃棄物の焼却はしません。

事業者の取組

- 近隣への騒音・振動や悪臭などの原因となる行為の防止に努め、公害が発生しないよう十分に配慮します。

環境目標5. 【環境教育・協働】各主体が連携し協働で目指す、持続可能なまち

個別目標Ⅰ. 環境保全に関する情報発信

(1) 課題

- 住民意識調査の結果から、第1次計画を知らなかったという回答が半数以上得られました。このことから、本計画の策定にあたり、計画の認知度の向上を図り、本計画の施策について周知することが重要といえます。

(2) 環境施策

施策名	具体的な取組
①広報媒体の利活用の拡大	各市町のホームページや SNS などを利用した環境情報の発信を行います。
②情報発信速度の加速	広報誌や環境年次報告書などによる環境情報の提供頻度を増やします。
	環境活動団体の活動内容に関する情報発信

〈環境配慮指針〉

住民の取組

- 各市町の環境保全活動に積極的に参加し、本計画の進捗状況について意見を述べる必要があります。

事業者の取組

- 住民に環境情報を提供します。
- 自社で取り組む環境に配慮した活動を PR し、地域の環境保全活動の意識啓発に努めます。

個別目標Ⅱ. 環境教育・環境学習の推進

(1) 課題

- 次世代を担う子どもたちの環境教育や体験の機会を創出し、環境に対する意識を高めていくことが求められます。
- 家庭と地域とが連携した環境学習の場が必要です。
- 環境学習施設を利用した、学習機会の提供が必要です。

（２）環境施策

施策名	具体的な取組
①環境学習の場の提供	小学校での環境学習出前授業を引き続き実施するとともに、公共施設で環境学習に関する企画を推進します。
②各主体の参画による活動の推進	環境ボランティア活動を推進します。 環境学習会や自然観察会などへの事業者協力を図ります。

〈環境配慮指針〉

住民の取組

- 環境学習や環境保全活動に積極的に参加します。
- 環境保全への提言を積極的行います。
- 環境学習施設を積極的に利用します。

事業者の取組

- 行政が主催する環境学習や環境保全活動に協賛します。

第5章 重点プロジェクト

本圏域が目指す環境像の実現に向けて、住民にとって身近な問題を解決すべき事業、早急に取り組むべき事業、また、施策を展開するの中で横断的に取り組むべき事業を重点的な取組とし、次のとおり設定します。

重点取組 1 「脱炭素社会の実現を目指したまちづくり」

行政は、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の運用・推進によって、住民・事業者にイニシアチブを取り、地域レジリエンスの向上や全庁的・横断的な効果が期待できます。住民及び事業者は本計画に内包された第2次区域施策編の「省エネルギー対策」及び「再生可能エネルギー設備の導入」等を推進することで、圏域の実質的な温室効果ガスの削減に貢献します。

また、本圏域の特性である森林の適切な維持・管理により、温室効果ガス吸収源を確保することでカーボンニュートラルに向けたまちづくりを推進します。

【地球環境】Ⅰ－② 再生可能エネルギーの利用推進

項目	令和3年度	令和14年度
	実績	目標
行政施設における新エネルギー発電件数	30 件	47 件
住宅用新エネルギー設備設置費の年間補助導入件数累計	1,171 件	増加
住宅用新エネルギー設備設置補助金交付予定件数に対する交付率	20 %	100 %

【地球環境】Ⅰ－③ 温室効果ガス排出量の削減と吸収源の確保

項目	令和3年度	令和14年度
	実績	目標
温室効果ガス吸収源対策が行われている森林面積	59,679 ha	増加

重点取組2「持続可能かつ安全・安心な住みよいまちづくり」

私たちの日常生活や事業活動によって生じるごみ問題は、一番身近な問題のようで、一番実態を認識しづらい問題ともいえます。本圏域では、ごみ袋の有料化によりごみの減量化やリサイクルの推進等を図ってきましたが、前掲「第2章3. 第1次計画の進捗状況」に示すとおり、第1次計画の策定時と比較して、住民1人1日当りのごみの排出量は増加しています。この現状を住民1人1人が認識し、不法投棄を含むごみの排出量の削減に努めることで、温室効果ガスの削減や公害対策にも繋がり、より住みよいまちづくりに貢献します。

【資源循環】Ⅱ－① 3R+Renewable の推進

項目	令和3年度	令和14年度
	実績	目標
リサイクル率	11 %	24 %
ごみの排出量（1人1日当り）	932 g	829 g

【自然環境】Ⅱ－② 農地の保全と活用

項目	令和3年度	令和14年度
	実績	目標
森林の鳥獣害対策実施面積累計	2,204ha	10%増
年間新規就農者数	15人	増加
担い手等への農地利用集積面積	341.8 ha	増加

【生活環境】Ⅱ－② 公害対策の推進

項目	令和3年度	令和14年度
	実績	目標
年間苦情受理件数	19件	減少
二酸化窒素濃度	0.014 ppm	維持
河川のBOD数値	0.58 mg/L	維持

【環境教育・協働】Ⅱ－① 環境教育・環境学習の推進

項目	令和3年度	令和14年度
	実績	目標
埼玉県川の国応援団登録数	43団体	50団体

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 各主体の協働

本計画の推進には、行政だけでなく、三者（住民・事業者・行政）が日常生活や事業活動における環境の保全等に関する行動を積極的に進めます。また、各主体の環境保全活動を促進し、各主体間の環境に関する情報の交換や人的交流などの連携・協働を進めていきます。

(2) 推進体制

本計画の確実な運用を図るため、次の組織からなる推進体制を構築します。

◆ ちちぶ圏域環境委員会（1市4町）

- 各市町の長から推薦された住民または事業者で委嘱する者及びその他「ちちぶ定住自立圏推進委員会会長」が必要と認め委嘱する者をもって組織します。
- 「ちちぶ環境基本計画」策定を行うとともに、ちちぶ圏域環境委員会幹事会から、計画の進捗状況や達成状況について報告を受け評価し、その後の方向性等を助言します。

◆ ちちぶ圏域環境委員会幹事会（1市4町）

- 各市町の環境分野担当部課長をもって組織します。
- 環境ワーキンググループから報告受けた1市4町の環境施策実施状況等を取りまとめ、ちちぶ圏域環境委員会へ報告します。
- ちちぶ圏域環境委員会からの意見を反映し、さらなる計画の推進に努めます。

◆ ちちぶ定住自立圏構想環境ワーキンググループ（1市4町）

- 各市町の環境分野担当者をもって組織します。
- 本計画の進行管理や取りまとめ等を行います。
- 庁内関係各課における環境に関する施策の積極的な推進について調整し、その後の達成状況について報告を受けます。
- 庁内関係各課から受けた報告を取りまとめ、ちちぶ環境委員会幹事会へ報告します。

◆ 庁内関係各課（各市町個別で設置）

- 環境ワーキンググループによる調整のもとで、環境に関する施策を積極的に推進します。
- 本計画の達成状況を整理し、結果について環境ワーキンググループに報告します。
- 本計画に示した住民及び事業者が行う環境保全に関する取組を支援します。
- 住民、事業者及び市町の連携による取組の推進にあたります。

2. 計画の進行管理

本計画の実行性を確保するため、進行管理にあたっては「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（点検・評価）」、「Act（見直し・改善）」のPDCAサイクルに則り、実施します。

また、本計画の進行状況や達成状況について、「ちちぶ圏域環境委員会幹事会」から「ちちぶ圏域環境委員会」に報告を行います。「ちちぶ圏域環境委員会」からの意見を反映することにより、さらなる計画の推進に結び付けます。

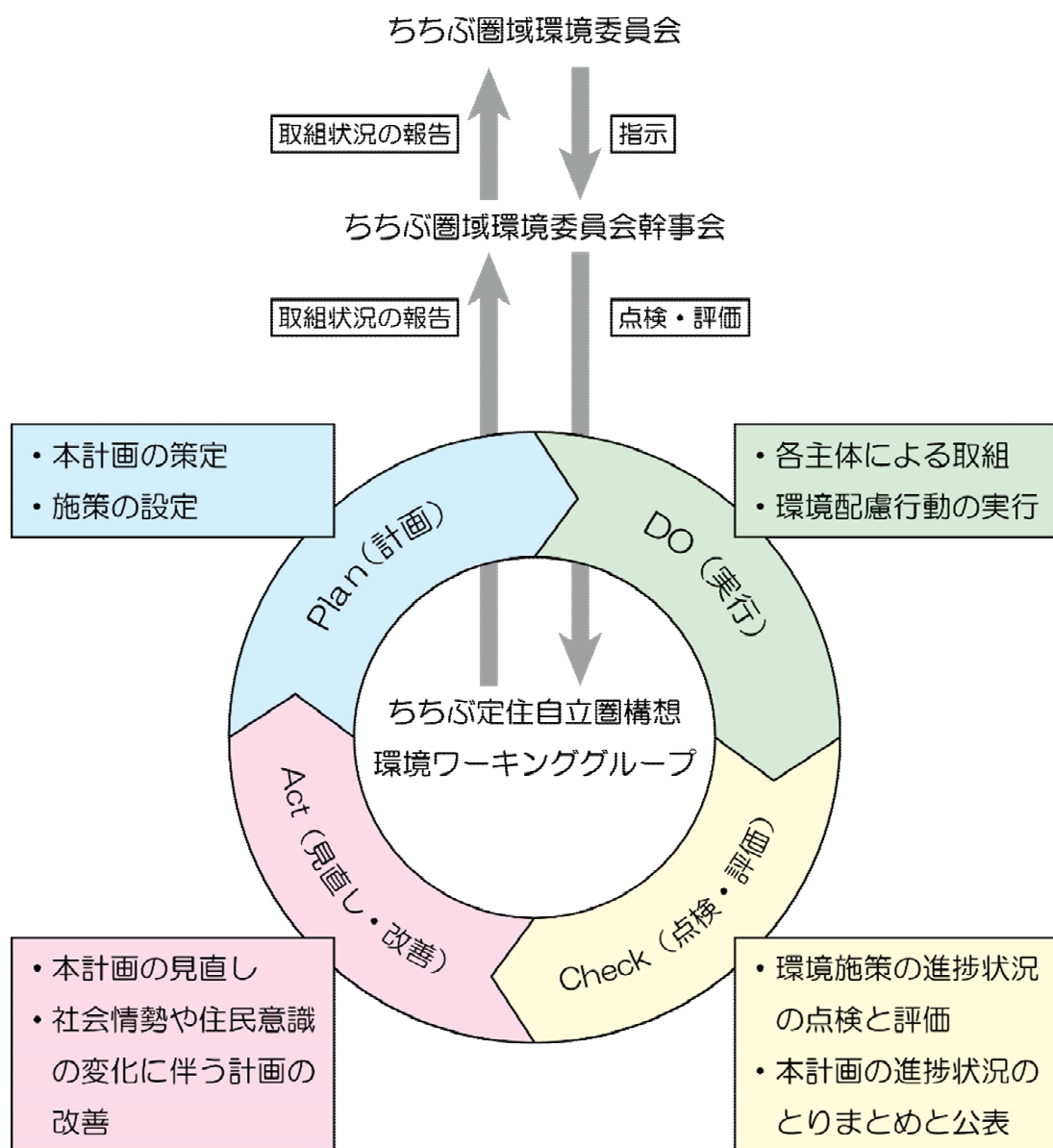


図 6-1) PDCA サイクルによる進行管理イメージ